

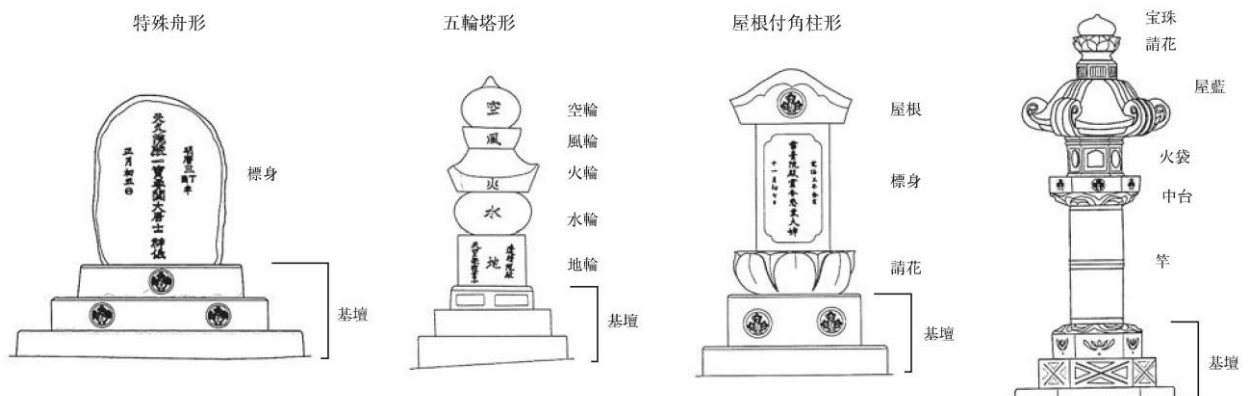
史跡高島藩主諏訪家墓所 保存活用計画書

令和4（2022）年 3月

諏訪市教育委員会

例言

- 1 本書は、長野県諏訪市上諏訪と茅野市上原にある史跡高島藩主諏訪家墓所の保存活用計画書である。
- 2 本計画書は、有識者及び所有者によって構成された史跡高島藩主諏訪家墓所保存活用計画策定委員会で協議した内容をもとに、文化庁文化財第二課及び長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課の指導・助言、茅野市教育委員会の協力を得て、諏訪市教育委員会が事務局としてまとめたものである。
- 3 本計画書の編集・執筆は、諏訪市教育委員会生涯学習課文化財係が行った。『高島藩主廟所』（諏訪市教育委員会、平成 25 年）、『国史跡 高島藩主諏訪家墓所』（茅野市教育委員会、平成 29 年）を参考に、新たな調査成果を加えている。
- 4 藩主等の敬称は省略した。また、文中の「頼」の字については委員名簿の所有者名のみを用い、その他は全て常用漢字である「頼」に統一した。
- 5 調査に関わる図面及び写真類は、諏訪市教育委員会事務局生涯学習課及び茅野市教育委員会事務局文化財課が保管している。
- 6 石造物の各部位名称は以下に示したとおりである。なお、本計画書では、「墓」そのものを示す呼称として「墓標」に統一している。



- 7 読み仮名については、便宜的に人名や地名など適宜付けている。また、各章の初出に付けている。

史跡 高島藩主諏訪家墓所保存活用計画書 目次

第1章 沿革と目的	1
第1節 計画策定の沿革	
第2節 計画の目的	
第3節 委員会の設置	
第4節 他計画との関係	
第5節 計画の実施	
第2章 史跡の概要	3
第1節 指定の概要	
第2節 調査成果の概要	
第3節 指定地の現況	
第3章 史跡の本質的価値と構成要素	32
第1節 史跡の本質的価値	
第2節 史跡の構成要素	
第4章 現状と課題	37
第1節 保存の現状と課題	
第2節 活用の現状と課題	
第3節 整備の現状と課題	
第4節 運営・体制の現状と課題	
第5章 大綱と基本方針	44
第1節 大綱	
第2節 基本方針	
第6章 保存管理	45
第1節 保存管理の方向性	
第2節 保存管理の方法	
第3節 現状変更の取り扱い方針	
第4節 史跡周辺の環境保全	
第5節 史跡の調査研究	
第6節 追加指定	
第7章 活用	52
第1節 活用の方向性	
第2節 活用の方法	
第8章 整備	53
第1節 整備の方向性	
第2節 整備の方法	
第9章 運営及び体制整備	54
第1節 運営及び体制整備の方向性	
第2節 運営及び体制整備の方法	
第10章 施策の実施計画の策定・実施	55
第1節 実施する施策の項目	
第2節 実施計画に策定	
第11章 経過観察	57
第1節 方向性	
第2節 方法	
法令	61

第1章 沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

史跡高島藩主諏訪家墓所（以下、「諏訪家墓所」と呼ぶ。ただし、引用の場合は除く）は、江戸時代、諏訪郡及び筑摩郡の一部を領有する譜代大名諏訪家によって営まれた大名家墓所である。藩領内における諏訪家の菩提寺は、城下町に隣接して所在する温泉寺（諏訪市）と、初代とその両親が葬られた頼岳寺（茅野市）があり、平成29年（2017）に一括して史跡の指定を受けた（図1）。

史跡指定を受けて間もないため、史跡の魅力を十分に周知できる状況には至っていないが、高島藩主諏訪家に関連する数少ない文化財として価値を損なうことなく、保存と活用を図るための指針として本計画の策定が必要となった。

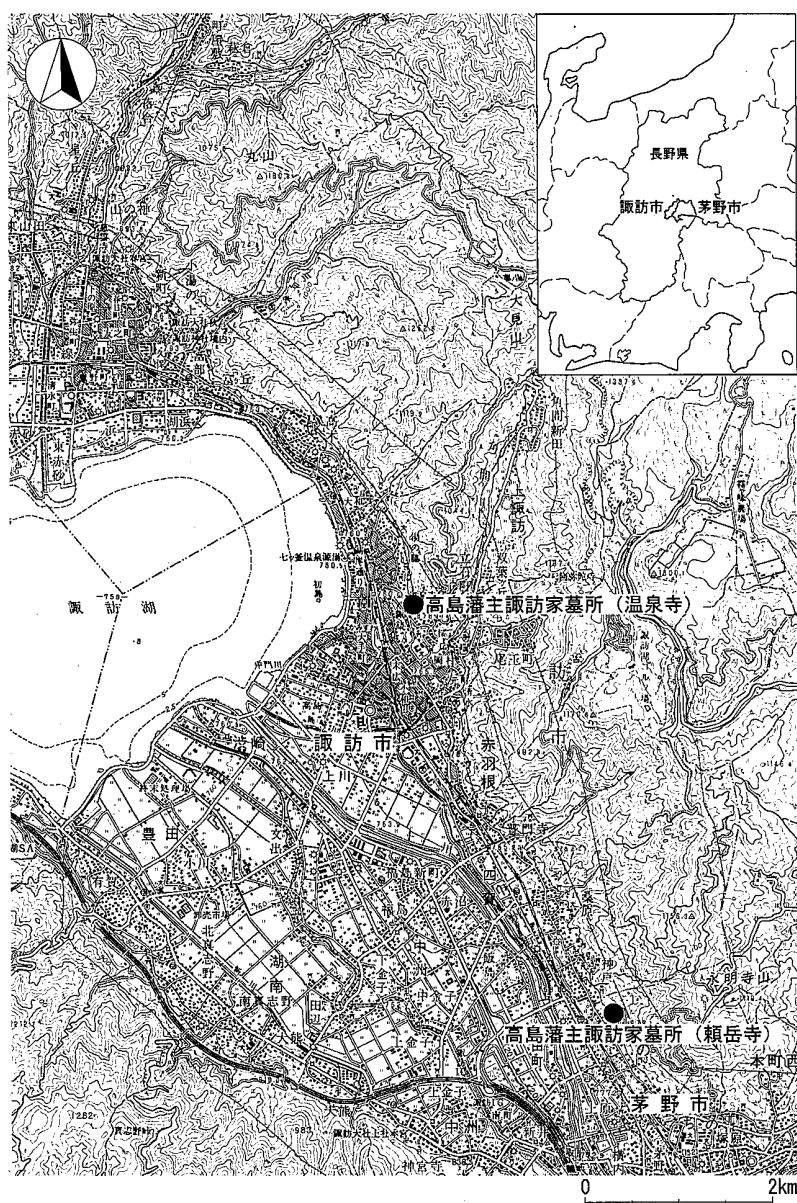


図1 位置図

第2節 計画の目的

現状、指定地内は日常的な維持管理を行いながら景観の保全に努めているが、将来に向けた保存や活用、史跡としての整備方針の策定が急務となっている。本計画は諏訪家墓所の現状を踏まえ、文化財保護法に沿った適切な保存を行い、地域に根差した文化遺産として将来に伝承し、多くの市民が親しみを持って集う場として活用及び整備を図るための指針として策定する。

第3節 委員会の設置

本計画の策定にあたり、学識経験者及び所有者からなる高島藩主諏訪家墓所保存活用計画策定委員会を設置し、計4回の委員会を開催して検討を行った。委員の構成及び委員会の開催から計画策定までの沿革は以下のとおりである。また、文化庁及び長野県教育委員会より指導・助言を受けた。

(委員名簿 ※委員は50音順、敬称略)

委員	浅倉 有子	上越教育大学大学院 教授
	中井 均	滋賀県立大学 教授
	松原 典明	石造文化財調査研究所 代表
	吉澤 政己	信州伝統的建造物保存技術研究会 理事長
特別委員	少林山頼岳寺	所有者
指導・助言	文化庁文化財第二課	
	長野県教育委員会文化財・生涯学習課	
オブザーバー	茅野市教育委員会	
事務局	諏訪市教育委員会生涯学習課文化財係	

(経過)

高島藩主諏訪家墓所保存活用計画策定委員会

平成31年1月30日 第1回高島藩主諏訪家墓所保存活用計画策定委員会

平成31年3月2日 第2回高島藩主諏訪家墓所保存活用計画策定委員会

令和2年3月26日 第3回高島藩主諏訪家墓所保存活用計画策定委員会

令和3年3月1日 高島藩主諏訪家墓所保存活用計画策定委員会（書面審査）

令和4年1月14日 高島藩主諏訪家墓所保存活用計画策定委員会（書面審査）

令和4年3月11日 第4回高島藩主諏訪家墓所保存活用計画策定委員会

第4節 他計画との関係

諏訪市及び茅野市の「総合計画」において、それぞれが目指す将来の都市像が示されており、実現へ向けた施策に取り組んでいるところである。諏訪家墓所の保存と活用について、この「総合計画」との整合性を図りながら推進する。また、「都市計画マスタープラン」、「環境基本計画」、「教育振興基本計画」などの計画等において、関連がある場合は十分な調整が必要である。

第5節 計画の実施

本計画は、第11章で後述する経過観察や調査研究、関連法令や社会状況の変化により計画の変更が必要となった場合は、頼岳寺及び茅野市教育委員会と調整し、文化庁及び長野県教育委員会の指導・助言を得て改定する。

第2章 史跡の概要

第1節 指定の概要

明治以降、諏訪家墓所のうち諏訪市所在部分（以下、「温泉寺墓所」と記す）は、諏訪家により管理されてきたが、昭和27年に諏訪市へ寄付された。その後、昭和46年2月12日に諏訪市有形文化財の指定を受け、平成12年に石造物調査、平成19年に御霊屋^{おたまや}の解体に伴う建造物調査、平成23年に測量及び発掘調査が実施され、平成25年に総合的な調査報告書を作成し、それまでの成果を整理している（写真1）。

茅野市所在部分（以下、「頼岳寺墓所」と記す）は、明治以降も菩提寺であった頼岳寺により管理されており、昭和47年12月26日に茅野市史跡の指定を受けている。平成27年度から28年度に詳細地形測量・石造物測量・建造物の各調査が実施され、平成28年3月に調査報告書として成果を整理した。史跡指定地は、頼岳寺のほか、一部諏訪家が所有していたが、平成27年度に頼岳寺に移管されている（写真2）。

諏訪市と茅野市では、将来にわたり文化財として適切な保護を行う上で、史跡指定は必要不可欠であると判断し、平成28年7月19日（茅野市は平成28年7月31日）付けにて文化庁へ国史跡指定の意見具申を行い、同年11月18日に文化審議会による答申があり、翌29年2月9日に史跡高島藩主諏訪家墓所として指定を受けた（図2・3）。



写真1 温泉寺墓所遠景



写真2 頼岳寺墓所遠景



図2 温泉寺墓所指定地

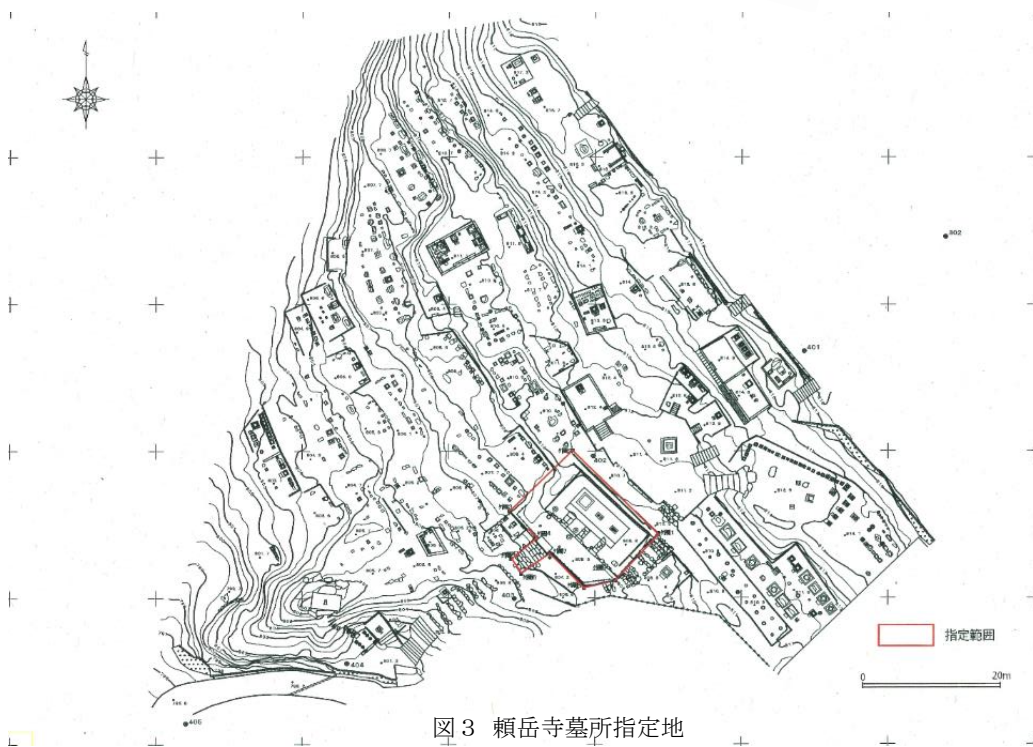


図3 頼岳寺墓所指定地

ア) 指定告示

- (名 称) 高島藩主諏訪家墓所
- (指定年月日) 平成 29 年 2 月 9 日付け 文部科学省告示第 7 号
- (所在地) ①長野県諏訪市大字上諏訪字北垣外
②長野県茅野市ちの
- (指定地域) ①10637 番地 15 のうち実測 1283.77 m²
※一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び諏訪市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
②国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による第Ⅶ座標系を基準とする。
外周 1 地点 (X=1168.870m、Y=-32111.371m)、外周 2 地点 (X=1180.093m、Y=-32123.054m)、外周 3 地点 (X=1171.834m、Y=-32131.679m)、外周 4 地点 (X=1168.089m、Y=-32128.257m)、外周 5 地点 (X=1165.324m、Y=-32131.409m)、外周 6 地点 (X=1163.331m、Y=-32130.077m)、外周 7 地点 (X=1166.105m、Y=-32126.150m)、外周 8 地点 (X=1161.383m、Y=-32121.489m)、外周 9 地点 (X=1162.315m、Y=-32117.277m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。211.36 m²
※地域に関する実測図を長野県教育委員会及び茅野市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
- (指定基準) 7. 墳墓及び碑（指定基準 1～9 項目のうち）

イ) 指定説明文とその範囲

高島藩主諏訪家墓所は、信濃国一宮諏訪大社の神職や諏訪の領主として古代以来の氏族である信濃国高島藩主の諏訪家代々の墓所である。初代藩主頼水よりみずとその両親の墓がある頼岳寺と、2 代以降の墓のある温泉寺に分かれる。頼岳寺は霧ヶ峰山塊の永明寺山西麓にあって、中世から戦国時代の諏訪氏の拠点である上原城跡が近くにある。温泉寺は諏訪湖を西に望む諏訪盆地縁辺にあり、藩主居城の高島城跡から北東 1.3 キロメートルにある。

諏訪氏は代々諏訪大社の大祝おおほうりを務め、鎌倉時代は得宗の被官であり、室町時代には幕府奉行人を務めた。その後、戦国大名となった諏訪頼重よりしげが惣領と大祝を兼ねたが、天文 11 年（1542）に武田晴信に滅ぼされた。頼重の従弟頼忠よりただは天文 16 年諏訪上社の大祝職に就き、天正 11 年（1583）に徳川家康に諏訪の本領を安堵され、家康に従って天正 18 年の小田原攻めに参加した。間もなく子頼水と武蔵国奈良梨へ、ついで上野国惣社に移った。頼水は関ヶ原の戦いの際には秀忠に従い信濃国上田城を攻め、父頼忠は江戸城を守った。その功で頼水は慶長 6 年（1601）に旧領の諏訪の領地 2 万 7000 石を与えられ初代高島藩主となった。以後、諏訪家は明治維新まで藩主を代々務めた。頼忠が慶長 10 年に亡くなると、頼水は諏訪氏の菩提寺である永明寺に父を葬るが、寛永 8 年（1631）に頼岳寺を開基し、父頼忠、母理昌院を改葬した。その後、頼水は高島城下に菩提寺を建てようとしたが亡くなったため、頼忠のそばに葬られた。2 代忠恒ただつねは、慶安 2 年（1649）に菩提寺として温泉寺を高島城下に建立した。忠恒が明暦 3 年（1657）に江戸で没しても温泉寺に葬られた。ここには 2 代忠恒から 8 代忠恕ただみちまでが葬られ、明治維新を迎える。

頼岳寺の墓所は、本堂左脇に設置された石階段の参道を上ったところにあり、その正面に御霊屋がある。桁行約 8.2 メートル、梁行約 3.6 メートルの木造平屋建で、入母屋造瓦葺で軸部と外側の壁を朱塗した建物である。御霊屋は三室に区分され、中央に頼忠、右に理昌院の部屋があり、それぞれ宝篋印塔ほうきょういんとうと五輪塔を一对とする組み合わせである。左に頼水の部屋があり、安山岩製の石廟が収められ、石碑が収

まっている。現在の御霊屋は安政6年（1859）に再建されたものである。

温泉寺の墓所は、寺の裏の小谷最奥部にあり、2代から8代の墓所のほかに室や子息の墓、藩士たちが寄進した石灯籠が数多く並んでいる。墓所は三段の平場に造成され、藩主墓は上段にある。藩主の墓標は基壇を含めて高さが約3メートルあり、方形三段の基壇の上に、卵塔を半裁した形の標身を置く。2代忠恒の墓には3代忠晴が寛文13年（1673）に建立した木造宝形造^{ほうぎょうづくり}の御霊屋があったが、平成19年に解体されている。また、諏訪市教育委員会による発掘調査で8代忠恕墓の前面に石畳の参道を検出した。

以上のように高島藩主諏訪家墓所は、古代以来の氏族であり、その後戦国大名から徳川幕府の譜代大名に転じ、江戸時代を通して転封のなかった諏訪家の墓所で、江戸で没しても諏訪で葬られ、墓標は巨大で形状は独自のものである。よって近世大名の墓所の在り方を知る上で希な存在であり、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財』平成29年2月号No.641より、一部修正、適宜ふりがなを付す）

第2節 調査成果の概要

(1) 諏訪家墓所の歴史的概要

ア) 諏訪氏の成立まで

変化に富んだ地形を有する諏訪地域は、多様で豊かな山や川の幸を育み、また地形の形成過程において利器の材料に最適な黒曜石を身近な場所にもたらしことになった。多くの縄文時代の遺跡が起伏部を中心に残されており、自然界への依存度の高い縄文時代の人々にとって生活を営む上で最適な場所であったことが想像される。

稲作農耕が本格化した弥生時代、諏訪では平坦部に近い山麓に集落が成立し、低湿地などを利用した稲作が行われるようになった。安定した食料生産は、人々の生活に社会的・文化的な成熟をもたらした。

権力の象徴として首長墓である古墳が各地で築造される古墳時代、諏訪地域でも独自の政治勢力の成長がみられ、山麓に点在するように回場古墳（諏訪市四賀）や王経塚古墳（茅野市ちの）などの古墳が残されている。後期の古墳は特定の小地域に群集する傾向が確認できるなど、複数の勢力が分立していた可能性が指摘されている（写真3・4）。

中央権力の強い統制を受けるようになった奈良・平安時代、一時的に「諏訪国」が置かれたとされており、榎垣外官衙遺跡（岡谷市長地）を国衙とする説がある。集落は平坦部に近い山麓の緩斜面などに多く営まれ、いくつかの集落は現在の村落と重複している。

イ) 諏訪氏の成立と諏訪社

高島藩主諏訪家の祖とされる諏訪氏の起源についての定説はなく、平安時代後期に武士が成長していく過程で、諏訪社の神職あるいは諏訪社を背景とした豪族が諏訪氏を称するようになったと考えられる。

諏訪社の歴史は古く、『日本書紀』に持統天皇5年（691）に「須波」の神を祀ったとする記録が残されており、『梁塵秘抄』には鹿島や香取と並ぶ関東を代表する軍神として崇拝されていたことを示す今様が記されるなど、平安時代末期には大きな勢力に成長していたことが想定される。現在、諏訪大社上社本宮（諏訪市中洲）に所在する江戸時代後期に建築された社殿群は、重要文化財の指定を受けている（写真5）。

諏訪社には、最高位の神職である大祝が、明治維新に身分制度が廃止されるまで存続した。職位（「即位」以下省略）年には諸説あるが、大同元年（806）に諏訪氏の祖と目されている有員が職位したことから始まり、最後の大祝となった頼武は天保12年（1841）に職位している。後に初代藩主となる頼水も天正6年（1578）に9歳で大祝に職位しているが、天正15年（1587）に弟の頼広が職位した後、関東移封など大名家としての活動が本格化しており、その後の高島藩主諏訪家と大祝諏訪家を分ける道筋ができたと考えられる（表1）。

大祝の邸宅は「神殿」と呼ばれており、上社大祝の神殿は上社前宮の

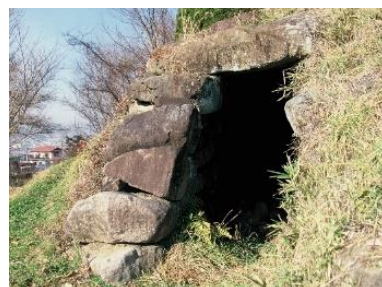


写真3 回場古墳



写真4 王経塚古墳



写真5 諏訪大社上社本宮拝殿

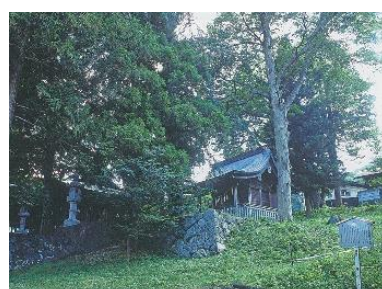


写真6 諏訪大社上社前神殿跡



写真7 旧大祝邸跡

麓（茅野市宮川）に所在していたが、遅くとも江戸時代初めまでには上社本宮の東側（諏訪市中洲）に移転し、宮田渡と呼ばれる集落が形成された（写真6・7）。

表1 大祝職位（即位）一覧

No.	名	年 号	(西暦)	月 日	年 齢	No.	名	年 号	(西暦)	月 日	年 齢	No.	名	年 号	(西暦)	月 日	年 齢			
1	有 員	大同	1	(806)	?6	23	信 重	歴仁	1	(1238)	3. 3		45	頼 員	明応	6	(1497)	11. 12	7	
2	員 篤	仁和	3	(887)		4. 5	24	頼 重	正嘉	2	(1258)		10. 7	46	頼 種	〃	9	(1500)	2. 9	11
3	有 勝	延喜	3	(903)		25	繼 光	文永	11	(1274)	3. 2		47	頼 清	永正	2	(1505)	9. 16	7	
4	有 盛	〃	10	(910)	10. 11	26	盛 重	正応	2	(1289)	1. 11	48	頼 熙	〃	11	(1514)	8. 28	9		
5	盛 長	天曆	4	(950)	2. 15	27	盛 繼	元亨	3	(1323)	3. 7	49	頼 俊	〃	17	(1520)	12. 26	5		
6	員 頼	天元	4	(981)		28	時 繼	元弘	2	(1332)	1. 11	50	頼 寛	享祿	2	(1529)	12. 28	7		
7	頼 平	長徳	2	(996)	6. 4	29	頼 繼	建武	2	(1335)	2. 9	7	51	頼 実	天文	7	(1538)	2. 3	11	
8	有 信	長和	2	(1013)	3. 7	30	継 宗	貞和	2	(1346)	11. 3		52	頼 忠	〃	11	(1542)	12. 20	7	
9	為 信	長元	3	(1030)	1. 11	31	頼 信	文和	1	(1352)	6. 3		53	頼 水	天正	6	(1578)	3. 5	9	
10	為 仲	康平	2	(1059)	3. 6	32	為 員	延文	5	(1360)	5. 3	54	頼 広	〃	15	(1587)	11. 8	7		
11	為 繼	延久	2	(1070)	3. 2	33	信 員	応安	3	(1370)	3. 2	55	頼 寛	元和	6	(1620)	11. 15	9		
12	為 信	〃	4	(1072)	7. 4	34	信 有	〃	7	(1374)	2. 4	56	頼 隆	寛文	5	(1665)	7. 23	11		
13	為 次	〃	4	(1072)	9. 2	35	頼 貞	康暦	2	(1380)	9. 3	57	頼 基	元禄	5	(1692)	11. 15	4		
14	為 貞	〃	5	(1073)	2. 1	36	有 繼	応永	4	(1397)	10. 17	9	58	頼 超	〃	10	(1697)	3. 13	21	
15	信 時	寛治	2	(1088)	5. 1	37	氏 泰	〃	8	(1401)	4. 8		59	頼 央	正徳	5	(1715)	6. 23	15	
16	盛 信	嘉承	2	(1107)	2. 5	38	氏 真	〃	13	(1406)	2. 29		60	頼 羨	元文	1	(1736)	9. 17		
17	貞 光	大治	4	(1129)	3. 3	39	頼 有	〃	18	(1411)	3. 3	7	61	頼 限	宝暦	13	(1763)	11. 17	19	
18	光 信	久安	3	(1147)	4. 10	40	満 有	〃	31	(1424)	2. 25		13	62	頼 本	天明	1	(1781)	6. 20	18
19	光 信	仁安	1	(1166)	2. 3	41	頼 満	永享	2	(1430)	3. 1		13	63	頼 啓	〃	7	(1787)	11. 26	16
20	敦 信	建久	2	(1191)	3. 5	42	頼 長	文安	5	(1448)	3. 13	7	64	頼 寿	文政	9	(1826)	9. 6	33	
21	盛 信	健保	4	(1216)	1. 11	43	繼 満	寛正	7	(1466)	3. 5	16	65	頼 武	天保	12	(1841)	10. 11		
22	信 時	貞応	2	(1223)	12. 13	44	師 繼	文明	16	(1484)	12. 28		5							

ウ) 武士団の形成と戦国時代

鎌倉時代、諏訪氏は幕府に仕え、北条家が台頭すると得宗被官になり、信濃国一之宮である諏訪社の権威を背景に強力な武士団を形成していた。

諏訪社は、上社（諏訪氏）と下社（金刺氏）に分かれており、南北朝時代以降、上社が南朝方に下社が北朝方へ与するなど対立が顕在化し、文安6年（1449）上社が下社を滅ぼし、諏訪地域の支配権を掌握するが、上社内部で大祝家と惣領家の対立が激化した。最終的に惣領が主導権を掌握することで事態は收拾されるが、信濃国一之宮としての諏訪社の権威が衰退する中で、天文11年（1542）武田信玄の侵攻を受けた。諏訪頼重は、居城である上原城（茅野市上原）から桑原城（諏訪市四賀）に移り、最後まで抵抗するが降伏し、諏訪氏（惣領家）は滅亡した（写真8・9、図4）。

武田氏は天正10年（1582）に織田信長の侵攻を受けて滅亡し、諏訪は河尻秀隆の所領として城代の弓削重蔵が配された。しかし、2ヶ月後の本能寺の変で織田信長が敗死すると、千野昌房等の後見を受けた諏訪頼忠が旧領を回復し、北条氏と徳川氏による甲斐・信濃両国の争奪戦が展開する中で、従属先となった徳川氏により諏訪の支配権を安堵された。



写真8 上原城



写真9 桑原城

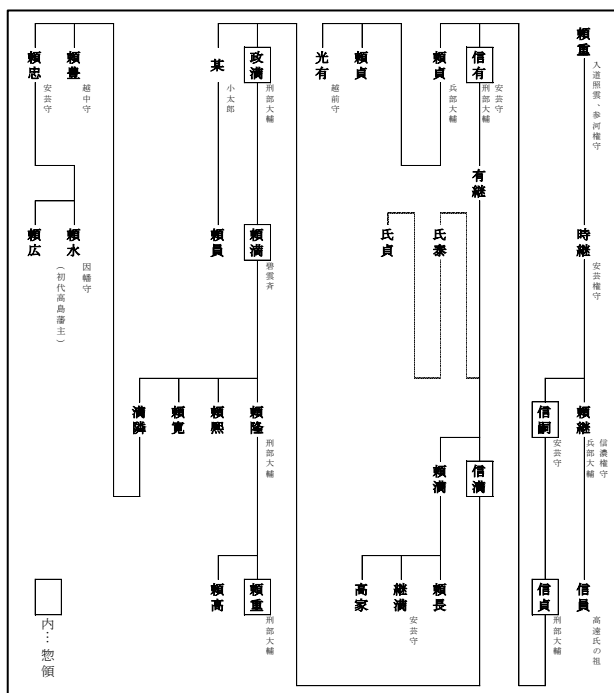


図4 諏訪氏（惣領家）系図 ※13～17世紀頃

エ) 高島藩の成立と諏訪家墓所

旧領を回復した諏訪頼忠であったが、天正18年(1590)豊臣秀吉による小田原攻めの結果、徳川家康に従って関東へ移封され、豊臣秀吉の部将日根野高吉が諏訪に配された。しかし、慶長5年(1600)関ヶ原の戦いの功績により、諏訪頼水(頼忠の子)が諏訪へ移封となり、再び旧領の回復を果たした。所領は諏訪郡内に2万7千石で、元和4年(1618)に大坂の陣の功績により初代頼水へ筑摩郡5千石が加増されている。その後、明暦3年(1657)に筑摩郡より2千石を分知して旗本を創出して3万石となった。なお、拝領高の変更はないが、朱印状を受けるに際して、慶安元年(1648)に諏訪上社へ1千石、諏訪下社へ5百石を分けている。高島藩主諏訪家による諏訪統治は、明治4年(1871)に廃藩置県が行われるまでの約270年間にわたって継続された(表2)。

表2 高島藩主の在職期間と功績

代	藩主	生年月日	死年月日	藩主在職期間	
		父	母	幼名	官位
		特記事項			
1	諏訪頼水	元亀2年(1570)2月23日	寛永18年(1641)1月14日	慶長6年(1601)10月15日～寛永17年(1640)9月27日	
		諏訪頼忠	向山氏(理昌院)	駒房丸、小太郎	従五位下因幡守
		関ヶ原の戦い後、旧領諏訪に帰し初代藩主となる。湖岸の干拓・新田開発などで農業生産力の増大を図る。			
2	諏訪忠恒	文禄4年(1595)4月4日	明暦3年(1657)1月5日	寛永17年(1640)9月28日～明暦3年(1657)1月5日	
		諏訪頼水	本多康重女(貞松院)	竹千代丸、小太郎	従五位下出雲守
		大坂夏の陣に出陣する。頼水以来の干拓や新田開発をほのかため、領内の検知を実施する。			
3	諏訪忠晴	寛永16年(1639)8月21日	元禄8年(1695)3月2日	明暦3年(1657)3月25日～元禄8年(1695)3月2日	
		諏訪忠恒	小喜多氏(永高院)	右京	従五位下因幡守
		宗門改の実施、知行制度の整備など藩の支配機構を整え、藩体制の確立に努める。また文芸に秀で、「本朝武林小伝」などを著した。			
4	諏訪忠虎	寛文3年(1663)3月15日	享保16年(1731)7月2日	元禄8年(1695)4月1日～享保16年(1731)7月2日	
		諏訪忠晴	内藤忠興女(長春院)	右京	従五位下安芸守
		郡内法度・家中法度を出す。郡内の林改を行う。俳諧に長じ、「闇幽」と号した。			
5	諏訪忠林	元禄16年(1703)8月12日	明和7年(1770)5月27日	享保16年(1731)8月12日～宝暦13年(1763)8月	
		諏訪頼篤	正木氏(摂取院)	万五郎、修理	従五位下伊勢守、因幡守
		藩体制が行き詰まる。諏訪藩主手元絵図を作らせる。詩文に親しみ高島城内に八詠楼を建てる。			
6	諏訪忠厚	延享3年(1746)9月29日	文化9年(1812)6月17日	宝暦13年(1763)8月23日～天明1年(1781)12月	
		諏訪忠林	金坂氏(圓解院)	軍蔵	従五位下伊勢守、安芸守
		二之丸騒動が起こり、その收拾のため隠居する。			
7	諏訪忠肅	明和5年(1768)4月4日	文政5年(1822)6月28日	天明1年(1781)12月11日～文化13年(1816)11月21日	
		諏訪忠厚	木村氏(仙壽院)	軍次郎	従五位下伊勢守、因幡守
		灌漑用水体系の再編成を行い、耕地の開発を進める。藩校長善館を開設する。			
8	諏訪忠恕	寛政12年(1800)10月10日	嘉永4年(1851)5月1日	文化13年(1816)11月21日～天保11年(1840)5月6日	
		諏訪忠肅	山県氏(瑤智院)	鏑次郎	従五位下伊勢守
		飢饉に備え「常盈倉」をつくる。諏訪湖の浜中島を撤去し湖岸を干拓する。松平定信の娘を正室に迎える。			
9	諏訪忠誠	文政4年(1821)5月8日	明治31年(1898)2月19日	天保11年(1840)5月6日～慶応4年(1868)5月15日	
		諏訪忠恕	松平定信女(清昌院)	鏑太郎	従三位因幡守
		寺社奉行・若年寄・老中など幕府の要職を歴任する。和田峠で水戸天狗党と戦う。諏訪湖の弁天島を撤去する。			
10	諏訪忠礼	嘉永6年(1853)1月13日	明治11年(1878)10月10日	慶応4年(1868)5月15日～明治2年(1869)6月17日	
		諏訪頼威	菅沼定邦女	鏑次郎	従五位下伊勢守
		版籍奉還後、高島藩知事になる。華族に列せられ子爵を授かる。			

諏訪氏（惣領家）の菩提寺は、かつて拠点となっていた上原の永明寺であったと考えられる。初代頼水の父頼忠と母理昌院はこの永明寺に葬られた。しかし、寛永7年（1630）に永明寺が破却となった後、同8年（1631）に初代頼水を開基とし、上州白井の雙林寺13世大通関徹禅師を招いて上原に頼岳寺が創建された。父頼忠と母理昌院が改葬され、寛永18年（1641）に死去した初代頼水も頼岳寺に葬られた。寛永17年（1640）、2代忠恒を開基に慈雲寺（下諏訪町）住職泰嶺禅師が開山となり、高島城下に新たな菩提寺である温泉寺が創建され、2代忠恒から8代忠恕まで歴代藩主と諏訪で死去した側室や子女が葬られた。

諏訪家の菩提寺である頼岳寺と温泉寺のほか、被葬者の信仰する宗派の違いから、初代頼水の正室は貞松院（諏訪市諏訪）、3代忠晴の生母永高院（歯のみ、改葬）は高国寺（諏訪市諏訪）にそれぞれ葬られた。また、江戸で亡くなった正室や子女は、東禅寺（東京都港区高輪）に葬られており、明治8年（1875）に死去した8代忠恕の正室清昌院以降は吉祥寺（東京都文京区駒込）に葬られた。また、高野山の奥之院（和歌山県高野山町）には、歴代藩主・正室・生母・子女などの五輪塔が建立され、現在も金剛三昧院により管理されている（写真10・11・12）。

温泉寺墓所の2代忠恒御霊屋は、3代忠晴が記した「雲州使君朝散大夫諏訪氏源朝臣忠恒祠廟之記」（以下「祠廟之記」と略す）より、17回忌にあたる寛文13年（1673）に建立されたと考えられる。また、頼岳寺墓所の初代頼水らの御霊屋は、年代の特定には至っていないが、2代忠恒（～1657）までに建立されたものが、延宝7年（1679）に改修され、安政6年（1859）に再建されたものと考えられる（表3）。

オ 明治維新以降の諏訪家墓所

明治以降、両墓所とも所有者の諏訪家と菩提寺の頼岳寺及び温泉寺が協力して維持管理に努めてきたこと、また、19世紀末（1880～1898）に設置された温泉寺の玉垣の刻銘からは、旧家臣や有志が温泉寺墓所の整備に関与していたことが想定される。

温泉寺墓所は昭和27年（1952）諏訪市へ譲渡され、一部墓域を含む形で昭和29年（1954）から31年（1956）と昭和43年（1968）から45年（1970）の2期に分けて一般墓地の造成工事が行われており、側室や子女の墓標がある中段部分は大きく改変された形跡がある（表3）。



写真10 貞松院墓標



写真11 永高院墓標



写真12 高野山諏訪家墓所

表3 高島藩主諏訪家墓所関連年表

年号	(西暦)	出来事
天正 10 年	(1582)	織田信長、本能寺で明智光秀に殺される
		諏訪頼忠、千野氏はじめ旧臣に擁立され、諏訪の旧領を回復する
11 年	(1583)	諏訪頼忠、徳川家康から諏訪郡を安堵される
15 年	(1587)	諏訪頼広、七歳で諏訪上社大祝に立つ
18 年	(1590)	豊臣秀吉、日根野高吉を諏訪郡2万8千石に封ずる
		諏訪頼忠、武蔵国奈良梨・羽生・蛭川1万石に移される
20 年	(1592)	日根野高吉、諏訪上社大祝諏訪頼広に知行3百石を与える
慶長 6 年	(1601)	諏訪頼水、旧領諏訪郡を宛行われる(2万7千石)
19 年	(1614)	諏訪頼水、甲府の警固を命ぜられる
20 年	(1615)	諏訪忠恒、大坂夏の陣に出陣する
元和 4 年	(1618)	諏訪忠恒、大坂夏の陣の功績により、筑摩郡に5千石の加増を受ける
寛永 7 年	(1630)	諏訪頼水、永明寺を破却する
8 年	(1631)	諏訪頼水、頼岳寺を創建(開基)し、頼忠と理昌院を改葬する
14 年	(1637)	諏訪頼水、井手宗頼に頼岳寺の後任の幹旋を依頼する
17 年	(1640)	諏訪忠恒、温泉寺を創建(開基)する
18 年	(1641)	諏訪頼水が死去し、頼岳寺に葬られる
		※諏訪頼水ら御霊屋、諏訪忠恒存命中に建立か
正保 2 年	(1645)	諏訪忠恒、慈雲院を再興して貞松院と改号し、母の菩提寺とする
寛文 5 年	(1665)	永高院(3代忠晴母)、高国寺を再興開基する
13 年	(1673)	諏訪忠晴、2代忠恒御霊屋を建立か
延宝 7 年	(1679)	諏訪頼水ら御霊屋が改修される
寛保 4 年	(1744)	雲台院(5代忠林正室)の墓標を建立(石材は角間新田より調達)
延享 2 年	(1745)	蘭香院(5代忠林嫡男)の墓標を建立(石材は角間新田より調達)
文化 9 年	(1812)	温泉寺墓所(全体)の石造物等を改修
安政 6 年	(1859)	初代頼水ら御霊屋を再建
明治 4 年	(1871)	廃藩置県
明治 31 年	(1898)	この頃、温泉寺墓所の玉垣が有志により設置か
昭和 9 年	(1934)	郷土史家の矢島数由により、頼岳寺の石造物調査が行われる
" 27 年	(1952)	諏訪家、温泉寺墓所を諏訪市へ譲渡する
" 29 年	(1954)	諏訪市、温泉寺墓所周辺の一般墓地を造成する(～1956)
" 43 年	(1968)	諏訪市、温泉寺墓所周辺の一般墓地を造成する(～1970)
" 46 年	(1971)	諏訪市有形文化財(史跡扱い) 高島藩主廟所に指定される
" 47 年	(1972)	頼岳寺墓所が茅野市史跡 諏訪氏頼岳寺廟所に指定される
平成 19 年	(2007)	諏訪市、倒壊の危険があった2代忠恒御霊屋を解体する(部材は保管)
" 29 年	(2017)	高島藩主諏訪家諏訪家墓所として国史跡に指定される

(諏訪市市史中巻の年表を参考に関連事項を追記して作成)

(2) 史料調査の概要

ア) 調査内容

文献史料については、諏訪家墓所の概要を把握するため、墓所の造営（改修含む）・石材の産出地・葬送儀礼の観点から、二次史料となる書籍・刊行物のほか、菩提寺である温泉寺と諏訪市博物館で保管する一次史料を対象に目録の表題から藩主死去前後のものを選出し、記述内容の確認を行った。ただし、本調査は、極めて限定的なものであることから、情報収集や解読作業など調査研究を継続的に実施し、史跡の価値の明確化に努めたい。以下、調査結果の概要を日記類、「祠廟之記」、絵図面に分けて整理する。

イ) 調査結果

① 日記類

菩提寺である温泉寺や祈禱寺である仏法紹隆寺には公用日記が残されており、それぞれの役割から諏訪家との関わりについて記録されており、造営・修理・法事に係る簡略な記述を確認することができた（写真 13・14）。また、高島藩の作事方棟梁を務めた伊藤家文書（個人蔵）を翻刻した『諏方高島藩大隅流棟梁の記録』（長野日報社編 2003 年、以下『棟梁の記録』と略す）からは、寛保 4 年（1744）に建立した雲台院（5 代忠林正室）の石塔と延享 2 年に建立した蘭香院（5 代忠林嫡男）の石塔及び石灯籠の石材が角間新田（諏訪市上諏訪）から運び込まれたものであること、享和 3 年（1803）の火事により焼き割れた永高院（3 代忠晴生母）の石塔を建て直した石材が、神宮寺山（諏訪市中洲）と、上桑原村普門寺久保大日向から切り出されていること、文化 9 年（1812）に死去した観光院（6 代忠厚）の石塔建立に合せて、墓所全体の石造物を改修していることなど墓所の造営や石材の産出地に係る記述を確認することができた（図 5）。

なお、新保幸雄氏「前藩主の葬礼」（『佛法寺研究 佛法紹隆寺二』2001 年所収）には、6 代忠厚から 8 代忠恕の葬儀に係る藩士・寺院・名主の断片的な記録から、藩主が江戸で死去してから温泉寺で執り行われた葬礼までの一連の動向が整理されており、絵図面と合わせて高島藩主諏訪家の葬送儀礼の概要が示されている。藩主の遺骸が温泉寺墓所の藩主墓に埋葬されていることが推定できるほか、江戸の東禅寺で別の法名が付けられていること、さらに参列者の顔ぶれや位置など多くの情報を得ることができた。引用されている「大殿様忠恕公御遠行諸事記」（市有形文化財「仏法寺文書」、仏法紹隆寺蔵）を確認することができた（写真 15）。

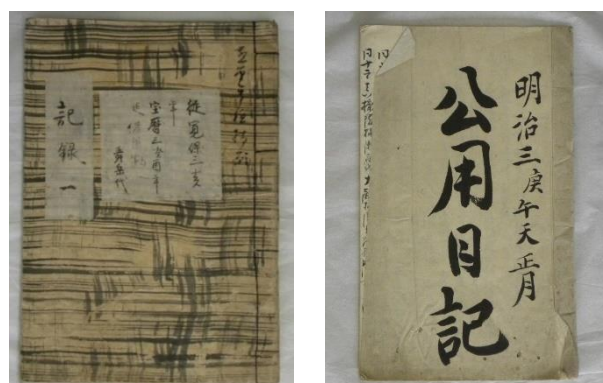


写真 13 記録一（寛保 3～宝暦 3 年） 写真 14 公用日記（明治 3 年）

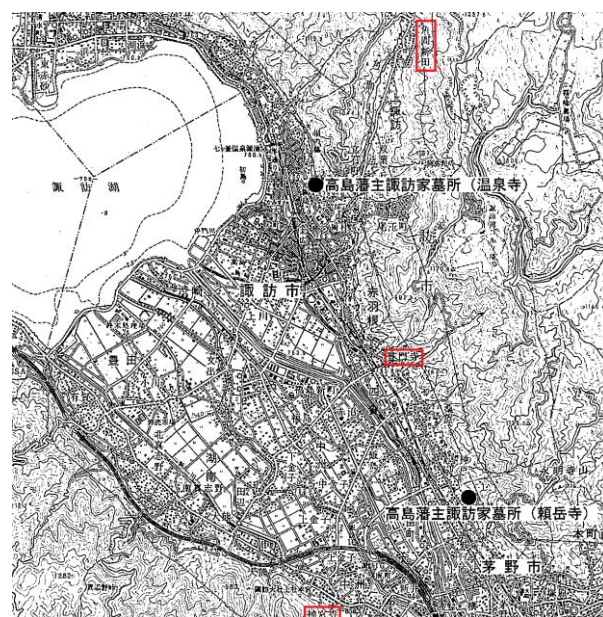


図 5 石材産出地位置図（推定）

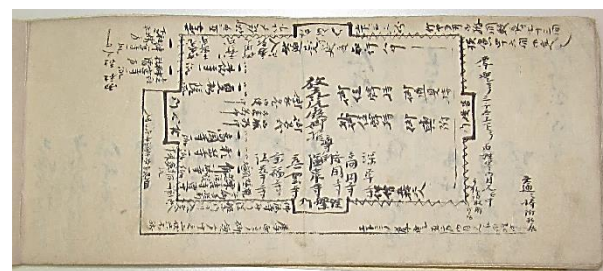


写真 15 大殿様忠恕公御遠行諸事記

②「祠廟之記」

頼岳寺墓所の御霊屋内には、「芸州刺史朝散大夫諡訪氏源朝臣頼忠 同州牧朝散大夫同氏源朝臣頼水、并母堂祠廟之記」（頼岳寺蔵）が掲げられており、延宝7年（1679）に3代忠晴が初代頼水とその父母の祠廟を建立したことが記銘されている。同仕様の「雲州使君朝散大夫諡訪氏源朝臣忠恒祠廟之記」（温泉寺蔵）は、寛文13年（1673）に2代忠恒のものが解体された温泉寺墓所の御霊屋内に掲げられていたが、現在は菩提寺である温泉寺で保管されており、墓所建立の経緯を考察する上で貴重な資料である（写真16・17）。

制作者である3代忠晴は、地方知行から蔵米知行への転換や宗門改など法制等が確立する時期の藩主であり、学芸にも精通していたことから詩文や絵画など多くの作品が残されており、諡訪家墓所のあり方を方向付けた人物として注目される。

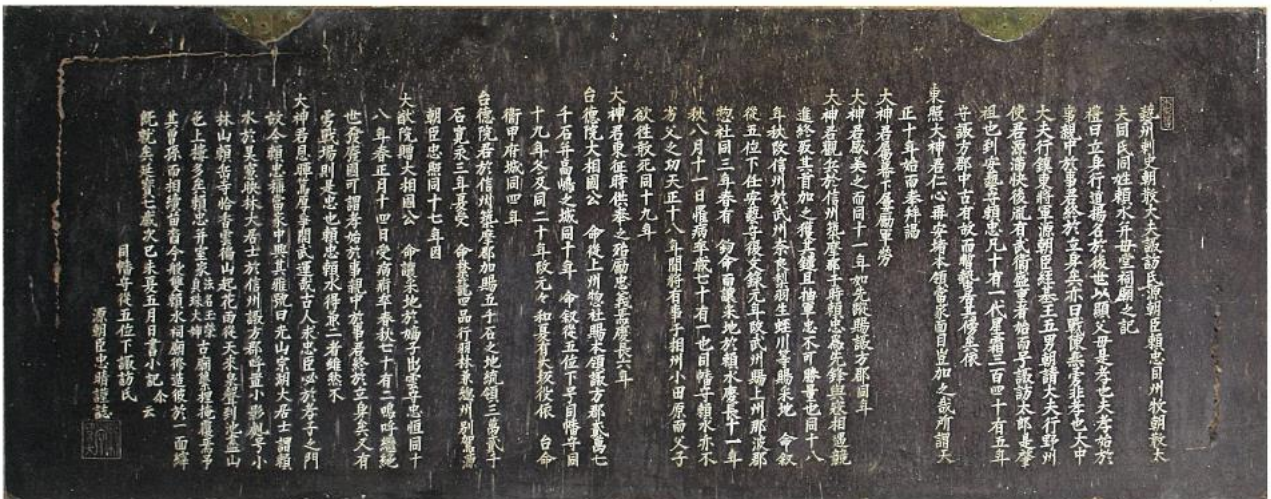


写真16 芸州刺史朝散大夫諡訪氏源朝臣頼忠 同州牧朝散大夫同氏源朝臣頼水、并母堂祠廟之記

頼岳寺廟所 墓誌 (雅号印)

芸州刺史朝散大夫諡訪源朝臣頼忠、芸州牧朝散大夫諡訪源朝臣頼水、并母堂祠廟之記

禮曰立身行道揚名於後世以顯父母是孝也夫孝始於事親中於事君終於立身矣亦曰戰陳無勇非孝也夫孝中於事君者源朝臣經基王五男朝請大夫行野州使君源滿快後胤有武衛盛重者始而号諡訪太郎是肇祖也到安藝守頼忠凡十有一代星霜三百四十有五年守諡方郡中自古有故而暫蟄居其傍矣依

東照大神君仁心再安堵本領當家面目豈加之哉所謂天正十年始而奉拜謁

大神君屬幕下屬勵軍勞

大神君感美之而同十一年如先蹤賜諡方郡同年大神君觀兵於信州筑摩郡于時頼忠為先鋒與寇相遇競進終取其首加之獲其鎧且抽軍忠不可勝量也同十八年秋改信州於武州奈良梨羽生蛭川等賜采地 命叙從五位下任安藝守復文錄元年改武州賜上州那波郡惣社同三年春有 鈞命而讓采地於頼水慶長十一年秋八月十一日罹病卒歳七十有一也因幡守頼水亦不劣父之功天正十八年間將有事于相州小田原而父子欲往敢死同十九年

大神君東征時供奉之殆勵忠義焉慶長六年台德院大相國公 命從上州惣社賜本領諡方郡貳万七千石并高嶋之城同十年 命叙從五位下号因幡守同十九年冬及同二十年改元々和夏有大坂役依 台命衛甲府城同四年

台德院君於信州筑摩郡加賜五千石之地統領三萬貳千石寛永三年夏受 命禁籠四品行羽林兼総州別駕源朝臣忠照同十七年因

大猷院贈大相國公 命讓采地於嫡子出雲守忠恒同十八年春正月十四日受病痾卒春秋七十有二嗚呼繼絕世發廢國可謂孝始於事親中於事君終於立身矣又有勇戰場則是忠也頼忠頼水得兼二者雖然不

大神君恩暉篤厚争鬪武運哉古人未忠臣必於孝子之門故令頼忠忠称當家中興其雅号曰晃山宗湖大居士謂頼水於吳窓映林大居士於信州諡方郡呼置小影 号小林山頼岳寺恰香雲福山起花雨從天來泉声到池盡山色上樓多矣頼忠并室家 法名玉榮 古廟築裡掩覆焉予其曾孫而相統苗裔今般双頼水祠廟修造彼於一面粹既就矣延寶七歲次已未夏五月日書小記忝云

因幡守從五位下諡訪氏

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌

源朝臣忠晴謹誌



写真 17 雲州使君朝散大夫諏訪氏源朝臣忠恒祠廟之記

〔祠廟の記〕
 (落款)
 雲州使君朝散大夫諏訪氏源朝臣忠恒祠廟之記
 詩曰不顯惟德百辟其刑之是故君子篤恭天下平也又
 日為人君止於仁為人父止於慈矣于此天正年中依
 東照大神君恩光出雲守忠恒祖父安藝守從五品源賴忠
 振武威於信州諏方郡自爾以來臻嫡子因幡守賴水及
 其長子忠恒世々領諏方郡貳萬七千石之地并守高嶋
 之城且加賜同國築摩郡五千石之地都為參萬貳千石
 也忠恒幼穉而慶長十二年十二月始而拜謁
 台德院大相國公 命拜受 御諱字忠澄 忠恒 加之賜
 御劍隨俗例加首服祝之也同十三年奉拜
 東照大神君慶長十九年冬有損州大坂役依 鈞命守采
 地城同二十年改元々和夏到大坂再亂之時忠恒副別
 將小笠原氏先鋒於天王寺邊與敵相遇競鬼不避來銳
 接刀竟獲其首悉顯勇儀於邊土也同三年七月廿日
 命叙從五位下任出雲守寬永十七年因
 大猷院贈大相國公 命相續家督而父賴水隱居于諏方
 明曆三年正月五日味爽罹病卒于武州江府歲六十有
 三其姓源其氏諏訪也從四位上行鎮守府將軍源朝臣
 經基王五男從五位上行野守源滿快後胤有右兵衛
 尉盛重者令彼稱當家異祖号諏訪太郎自是到忠恒十
 有三代也予雖不肖其嫡男而繼遺跡偏誕于泰平代安
 住封邑矣可謂君子篤恭天下平也豈弗在君仁父慈
 哉既呼葬忠恒正跡處日臨江山溫泉寺諏方郡勝概也
 江深隔寺門樹密當山徑舟船轉雲嶋樓閣出烟蘿焉忠
 恒雅號日一寶要關大居士則誌石而祭祀之十有七年
 也今歲正當遠忌故使工匠覆彼石上修造竟就矣依此
 冀而書旨趣述寸志尔云
 寬文十三年歲次辛巳春正月五日
 因幡守從五位下諏訪氏
 源朝臣忠晴九拜 (落款)

③絵図面

藩士が残した規式図の中には、作成目的が催事等の勤務方法であるため、全ての要素が含まれているわけではないが、江戸時代後期の造営状況を確認することができた。特に^{もろずみ}両角家文書「温泉寺御廟絵図面」(諏訪市教育委員会蔵、以下「絵図面」と略す)は、幕末期の温泉寺墓所の造営状況が比較的丁寧に描かれており、戦前の造営状況が示された「温泉寺境内御廟略図」(諏訪史談会諏訪史編さん部『上諏訪史跡踏査』1933年所収、以下「略図」と略す)と比較することで、造営の変遷について概要を確認することができた(写真18、図6)。

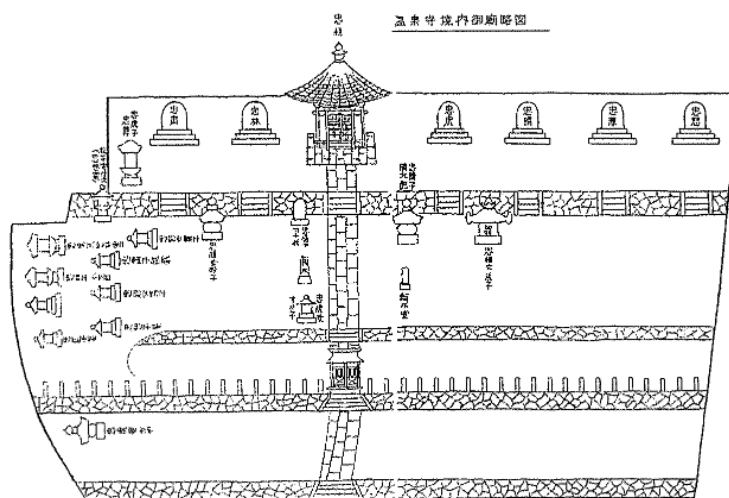


図6 温泉寺境内御廟略図

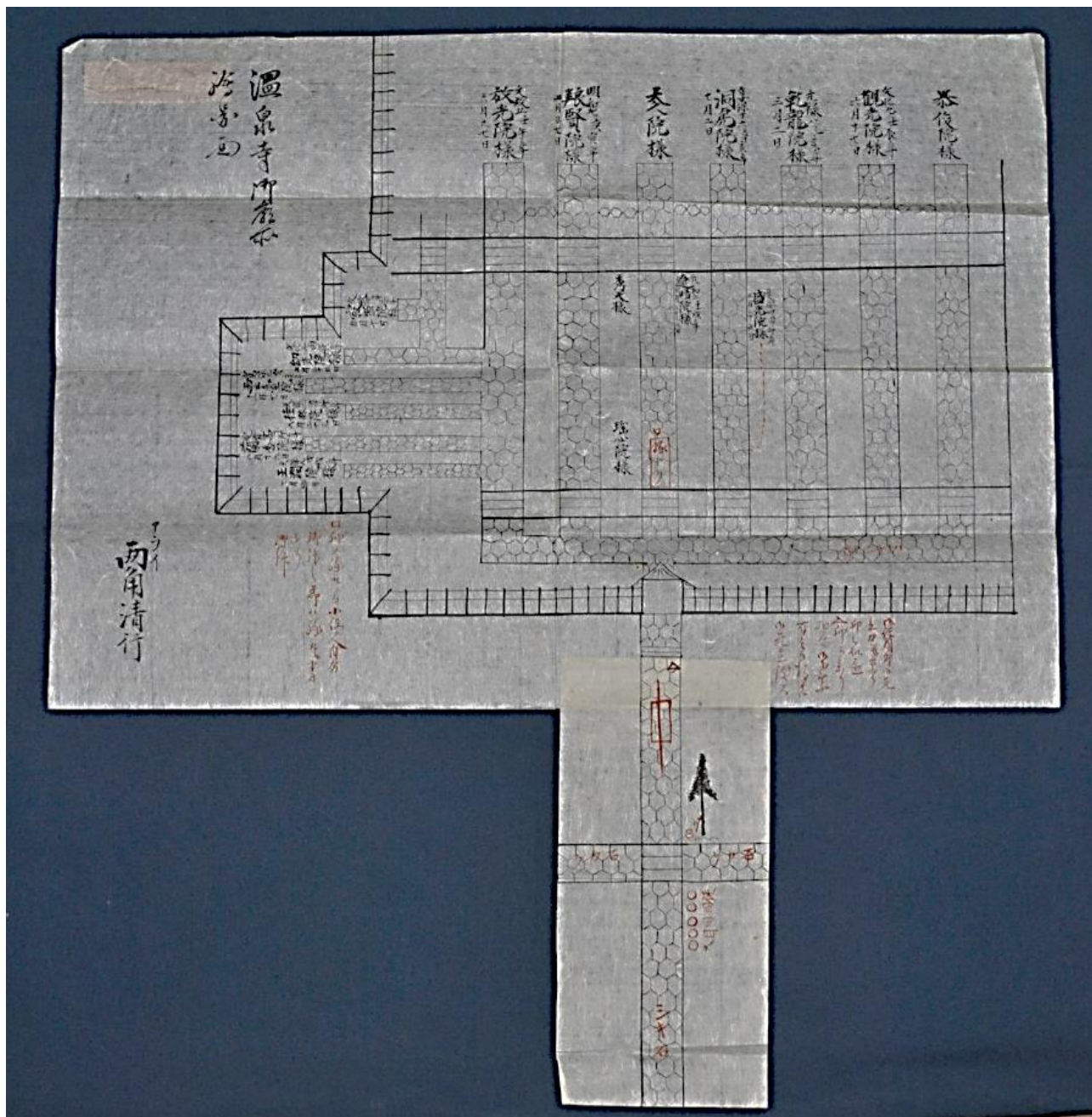


写真 18 両角家文書「温泉寺御廟絵図面」

また、新たに石灯籠や樹木が表現されているほか、墓所全体の寸法が記された^{あるが}有賀家文書「温泉寺御廟絵図面」（諏訪市教育委員会蔵）を確認している（写真 19）。8代忠恕七女桂林院の墓標が描写されていないことから、7代忠肅が没した文政5年（1822）から桂林院が没した天保2年（1831）までの間に作製されたことが推測される。今後、整備方針を定める中で、参考となる絵図面であり、作製の意図など両角家文書（写真 18）と比較した考察が必要である。

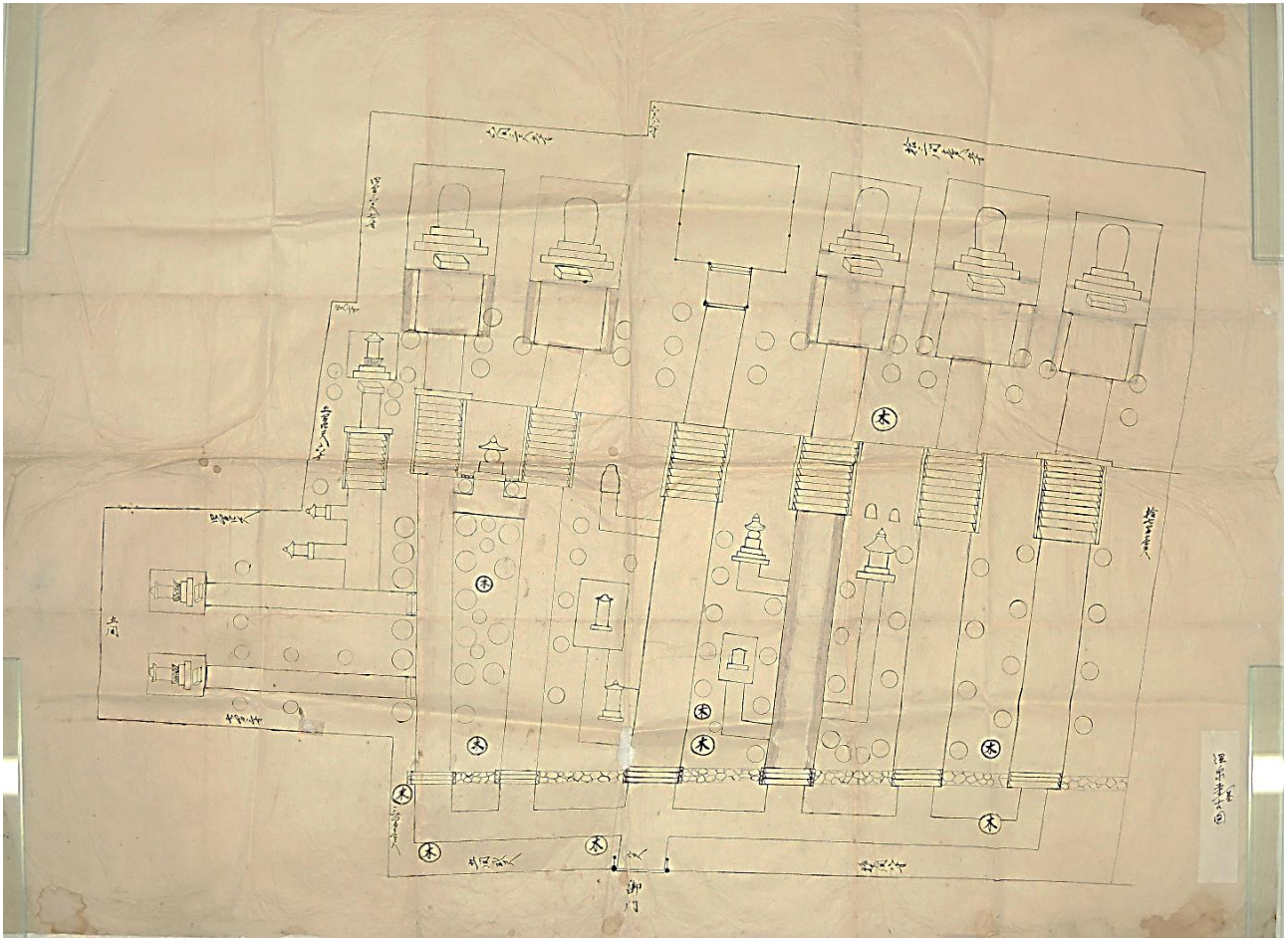


写真 19 有賀家文書「温泉寺御廟絵図面」

幕末の高島城下を描いた「慶応四年城下町図」（諏訪市教育委員会蔵）は、安間家（諏訪市指定有形文化財）及び旧三之丸千野家伝来、伝来不詳の3点が現存する。使用目的の違いのためか、それぞれ建物等の表現が大きく異なる。指定地周辺部分に注目すると、安間家と旧三之丸千野家には2代忠恒御霊屋・門・玉垣の構造物が描かれているが、旧三之丸千野家は彩色が施され、安間家と比較して絵画的な表現となっている。一方、伝来未詳は地図的な表現となっており、墓標や参道などの配置は前掲の「絵図面」や「略図」と類似していることが確認できる（写真 20）。



写真 20 「慶応四年城下町図（部分）」（左から安間家伝来、旧三之丸千野家伝来、伝来不詳）

(3) 発掘調査の概要

ア) 調査内容

温泉寺墓所については、平成 23 年 (2011)、墓域内の参道の有無を確認するため藩主墓のある上段に 3 ヶ所 (8 代墓の前面に東西方向 1 ヶ所、3・4・6 代墓の参道際に南北方向 2 ヶ所)、石灯籠が林立する中段に 7 ヶ所 (3 代忠晴参道想定箇所^{ただとら}に法面を含む東西方向 1 ヶ所、南北方向 6 ヶ所) の合計 10 ヶ所の調査区を設定し、全体で約 50 m² の発掘調査 (第 1 次調査) を実施した。また、平成 26 年 (2014)、墓域外の参道延長線上の状態を確認するため、下段に想定される一般墓地の通路に 3 ヶ所 (5・6・8 代墓の参道延長上) の調査区を設定し、確認調査 (第 2 次調査) を実施した (図 7)。

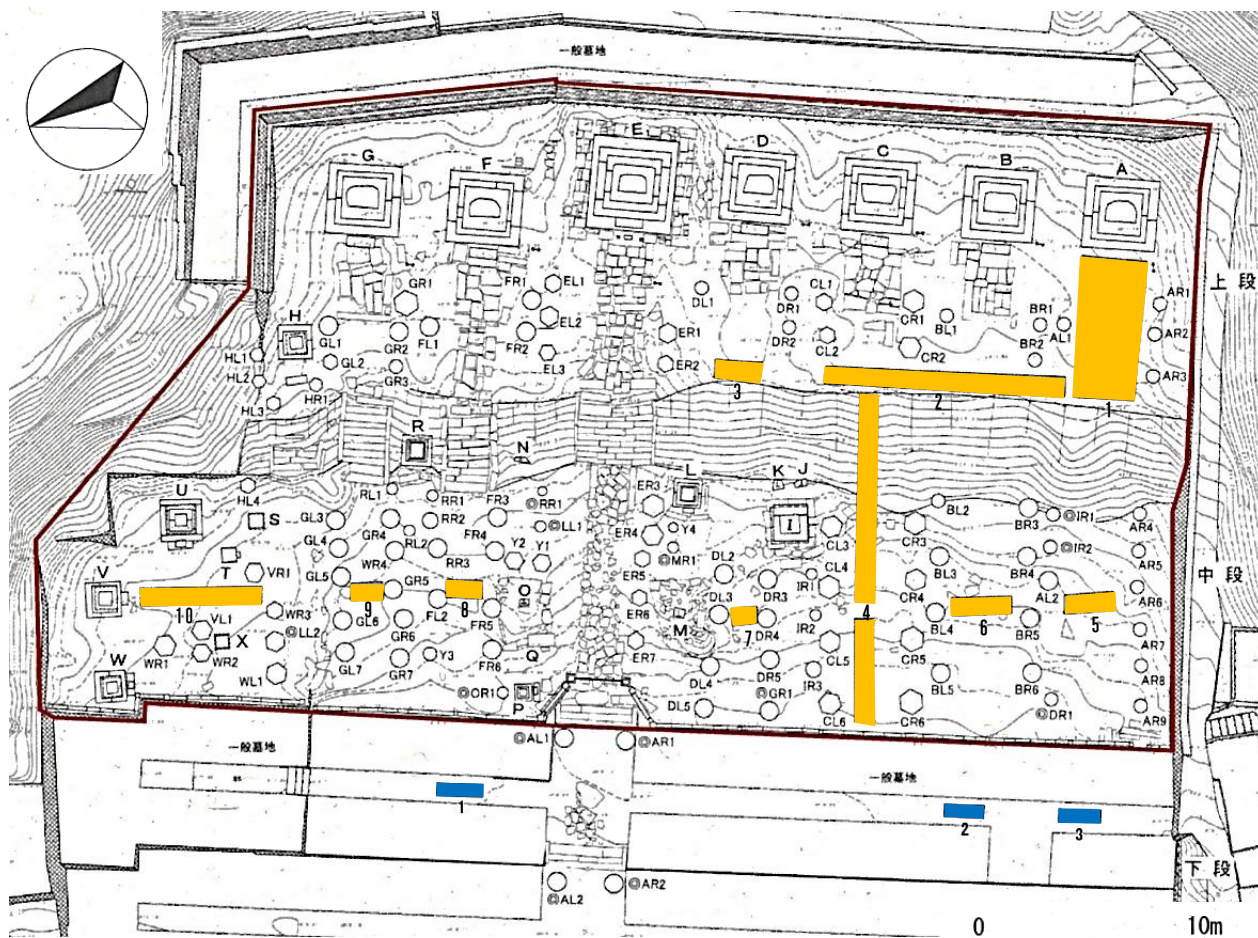


図 7 発掘調査範囲 (温泉寺墓所)

イ) 調査結果

8 代忠恕墓 (トレンチ 1)、3 代忠晴墓・6 代忠厚墓 (トレンチ 2)、4 代忠虎墓 (トレンチ 3) の前面からは敷石遺構が検出され、それぞれ法面までは参道の石畳が残されていることが確認できた。3 代忠晴墓の法面から中段にかけての参道全体 (トレンチ 4) からは、想定されていた石段は検出されなかったが、土層断面で階段状の凹凸があることが確認できた。8 代忠恕墓参道 (トレンチ 5) からは、粗く加工された自然石風の敷石が密集して検出され、上段とは異なる石材が使用されていたことが確認できた。6 代忠厚墓参道 (トレンチ 6) は、地表から 5~10cm 程度で淡赤褐色土 (地山または造成土) となり、簡易的なボーリング調査でも確認できなかった。4 代忠虎墓参道 (トレンチ 7) からは、表土直下から拳大の石が多く出土し、石畳になりえる平石が 2 個検出された。5 代忠林墓参道 (トレンチ 8) からは、露頭していた平石が 1 個と表土下 10cm 程度からは中段の石畳に使用されている板状節理輝石安山岩の剥片

が検出された。7代忠肅墓参道（トレンチ9）からは、^{ただかた}露頭していた平石と接した平石と小さめの平石がまばらに検出された。雲台院墓（トレンチ10）は、表土下8cm程度から長方形の平石を密接に敷き詰めた石畳が検出された。なお、5代忠林墓・6代忠厚墓・8代忠恕墓の参道延長上からは、敷石などの遺構は確認できなかった（図8）。

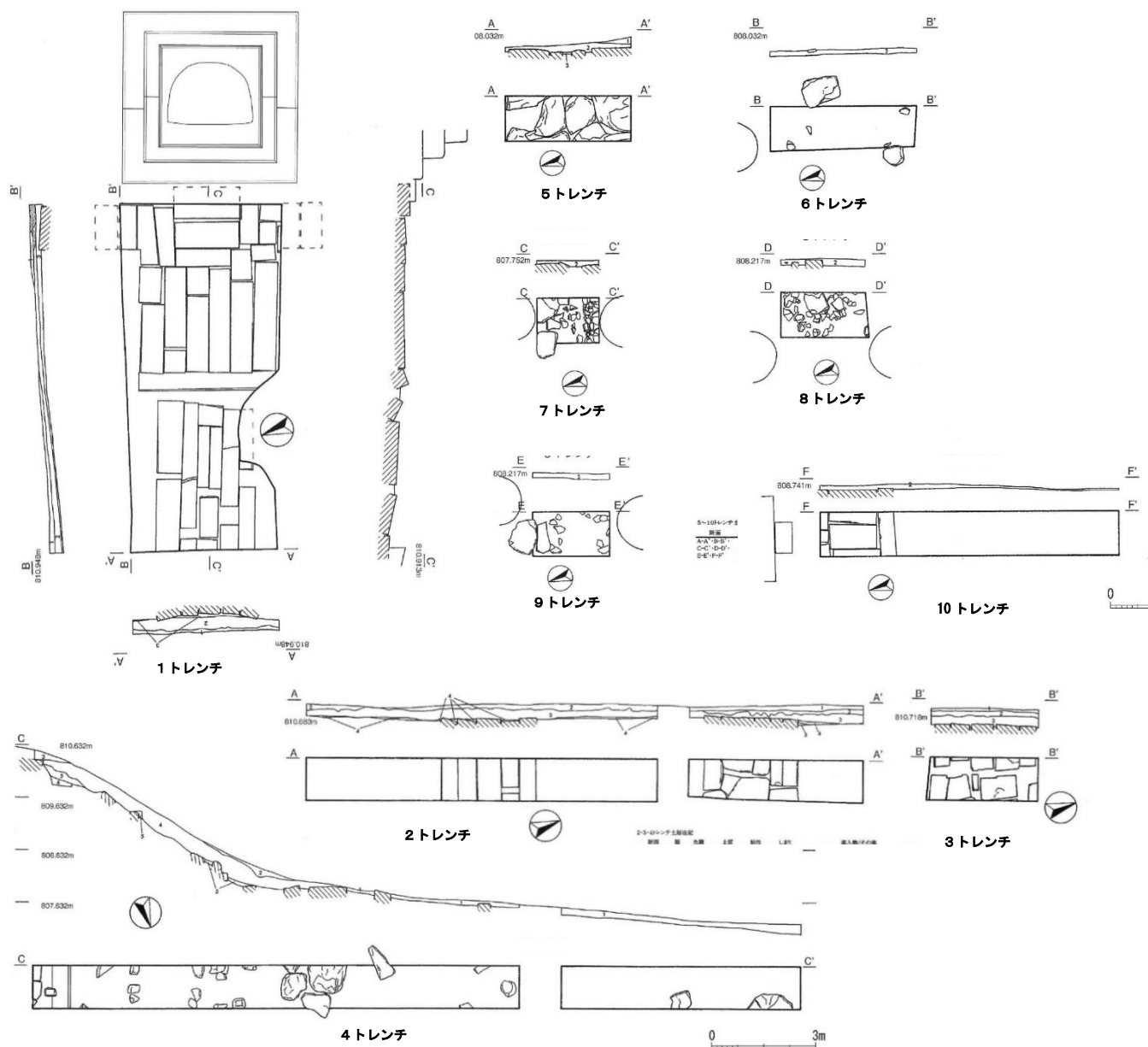


図8 第1次調査トレンチ遺構図（温泉寺墓所）

本調査における出土遺物については、近世から近代以降と見られる瓦や陶磁器の破片のほか、墓標や石灯籠などに使用されたとみられる石材剥片（花崗岩・安山岩・輝石安山岩）が出土している。なお、第2次調査では石敷きや版築土・硬化面などは確認できなかった。

(4) 石造物調査の概要

ア) 温泉寺墓所の調査内容

藩主墓標7基とその他墓標7基について、委託による3次元レーザー計測を実施した(図9)。藩主墓標は平面のほか正面・背面・左右両側面の立面図を、その他墓標は正面の立面図のみ作成した。測定間隔は10mm未満とし、画像と合成表示が可能なデータを合わせて作成している。なお、石灯籠は各時期の中から状態のよいものを選択し、教育委員会事務局による実測作業を行い、立面図を作成した。また、玉垣は支柱に刻まれた名前を確認し、文献から人物特定を試みた。

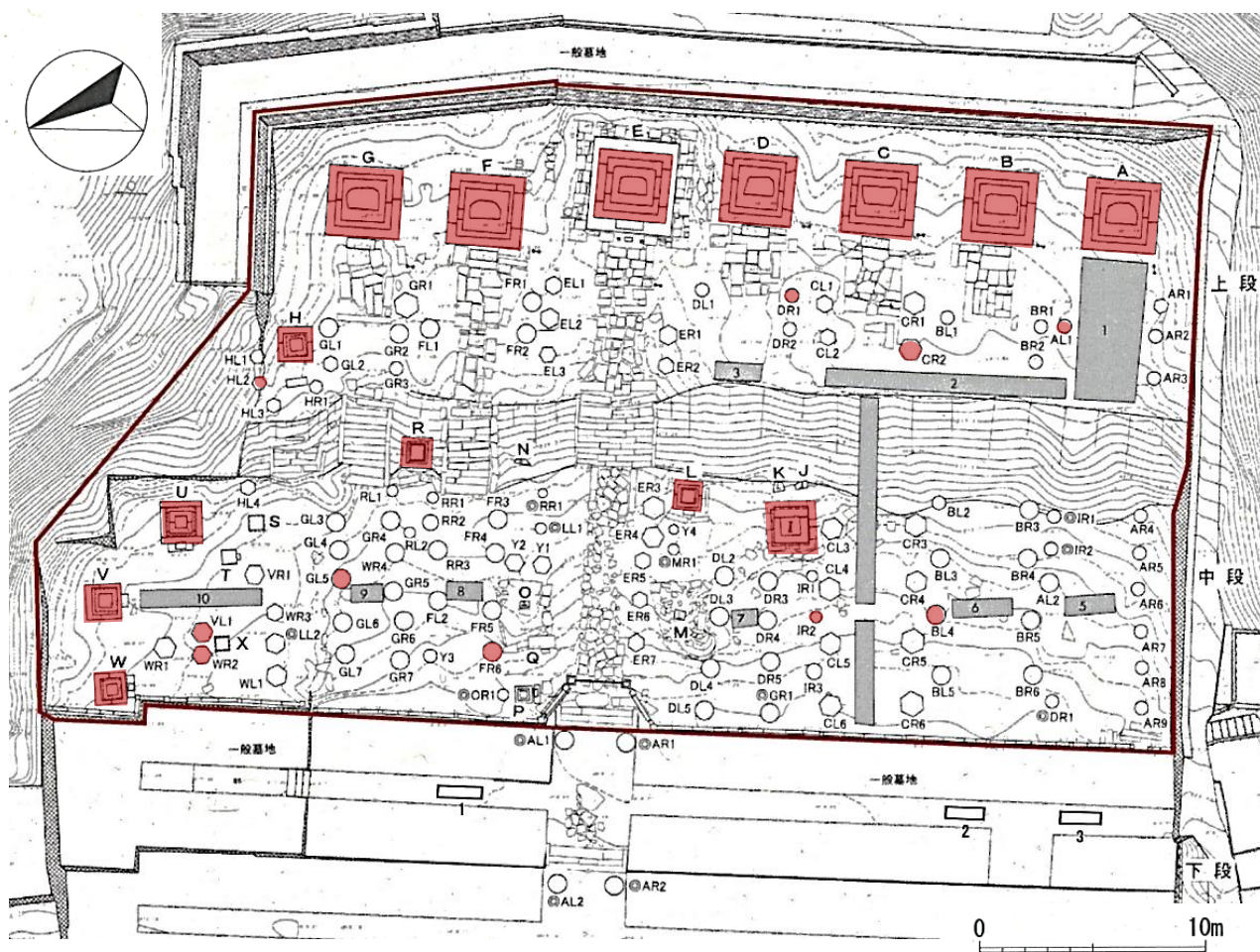


図9 石造物調査対象(温泉寺墓所)

イ) 温泉寺墓所の調査結果

①藩主墓標

藩主墓標は2代忠恒を中心に南北方向に7基が並列しており、4代忠虎からは左右交互に造成されている(表4)。藩主墓は約2.1mの等間隔であるが、2代忠恒と4代忠虎の間はやや狭い。基本的な形式は共通しており、方形3段の基壇上に卵形を半裁した形の標身が置かれ、3代忠晴以降は2代忠恒の形式が継承されている(写真21、図10)。墓標の大きさには若干の差が認められ、時代が下るにつれて多少大きくなる傾向がある。



写真21 5代忠林墓標(F)

標身と基壇3段目はそれぞれ一石で製作されているが、基壇1段目と2段目は切石を組み合わせている。標身正面は平らに磨かれて戒名と命日が刻まれており、背面は鑿痕跡を残した丸みのある形に仕上げられている。また、基壇2段目（8ヶ所）と3段目（4ヶ所）に藩主家の家紋である丸に四つ足の梶の葉（3代忠晴のみ五つ足）が刻まれている。2代忠恒及び3代忠晴は花崗岩、4代以降は別の石材（安山岩か）を使用しているが、産出地（石切場）の特定には至っていない。

2代忠恒については、御霊屋によって保護されていたことから彫刻部分に金泥と思われる赤色と金色が塗彩されており、標身と基壇の繋ぎ目には小石が混ぜられた白漆喰とみられるものが塗り込められている。また、各藩主墓標の正面には「拝石」が設置されており、2代忠恒のみ装飾（蓮の花）が施されている。

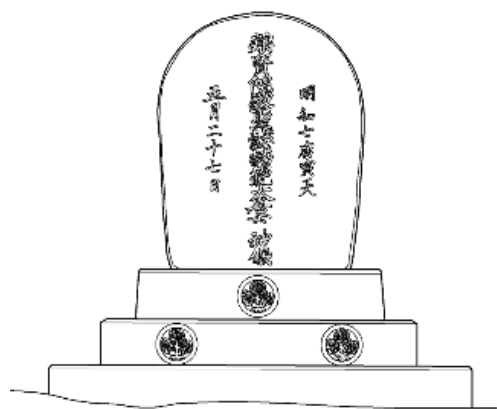


図10 5代忠林墓標測量図（F）

表4 指定地内の墓標一覧（温泉寺墓所）

墓番号	代数	諱	葬送形態	戒名	続柄	命日
A	八代	忠恕	埋め墓	泰俊院殿徳海義山大居士 神儀	忠肅嫡子	嘉永四辛亥天五月初二日（1日）
B	六代	忠厚	埋め墓	観光院殿天倫宗沢大居士 神儀	忠林嫡子	文化九壬申天 六月十有七日
C	三代	忠晴	埋め墓	乾龍院殿雄巖文願大居士 神儀	忠恒嫡子	元禄八乙亥歳 三月初二日
D	四代	忠虎	埋め墓	洞虎院殿彰往蘭幽大居士 神儀	忠晴嫡子	享保十六辛亥年 七月初二日
E	二代	忠恒	埋め墓	天久院殿一寶要関大居士 神儀	頼水嫡子	明暦三丁酉季 正月初五日
F	五代	忠林	埋め墓	養賢院殿聖懿諦範大居士 神儀	忠虎養子	明和七庚寅天 五月二十七日
G	七代	忠肅	埋め墓	放光院殿普照道德大居士 神儀	忠厚嫡子	文政五壬午天六月二十七日（28日）
H	未襲	忠尋	参り墓	景福院殿靈淵空慧大居士 神儀	忠虎嫡子	享保二丁酉年 四月二十三日
I		延	不明	盛光院殿溪元怡清大姉	忠恒二女	慶安四辛卯年 正月二十貳日
J		未詳	不明	自得以休禅定尼		不詳
K		未詳	不明	心無受法禅定尼 □□／位□		不詳
L		晴太郎	不明	遼晴院殿天質栄寵童子	忠晴四男	天和二壬戌年 四月廿九日
M		未詳	参り墓	貞松院殿【興誉英隆大姉】	頼水室	正保（二年十月七日）
N		竹千代	不明	秀天童子	忠恒長男	寛永五年 六月初二日
O		頼水	参り墓	温泉寺開基前因州吳窓映林大居士 覚靈		
P		寿女	不明	瑤心院殿本寂浄智大童女	忠虎七女	享保九甲辰年 八月初七日
Q		未詳	不明	【石塔の台石か】		
R		吟子	不明	月桂院殿宝岳栄珍大姉	忠恒三女	承応二癸巳季 二月十八日
S		豊	埋め墓	寂照院殿明道智光大童女	忠恕嫡女	文政四辛巳年 五月十日
T		熊藏	埋め墓	幻光院殿節巖智貞大童子	忠肅三男	文化三丙寅年 五月二十五日
U		烈	参り墓	清昌院殿靈鑑浄照大姉	忠恕室	明治八乙亥年 五月二十日
V		七	参り墓	雲台院殿靈香慈薫大姉	忠林室	寛保三年癸亥十一月初七日
W		忠倫	参り墓	蘭香院殿妙峯仁秀童子 神儀	忠林嫡男	延享 四丁卯年 八月十六日
X		季子	埋め墓	桂林院殿月輪妙光大童女	忠恕七女	天保二辛卯年 八月廿三日

②その他墓標

墓所内には、藩主墓標以外に側室や子女等の墓標 16 基があり、その多くは斜面から中段にかけて点在しており、規則性は不明確である（図 9、表 4）。ただし、4 代忠虎嫡男景耀院のみ藩主墓がある上段に墓標があり、明らかに扱いが異なっている。

2 代忠恒次女盛光院（慶安 4 年没）の墓標は、やや小ぶりではあるが、後述する初代頼水（寛永 18 年没）やその正室貞松院（正保 2 年没）と同じ石廟である。2 代忠恒三女月桂院（承応 2 年没）と 3 代忠晴四男遼晴院（天和 2 年没）の墓標は五輪塔形式であり、4 代忠虎嫡男景耀院（享保 2 年没）、5 代忠林嫡男蘭香院（延享 4 年没）、5 代忠林正室雲台院（寛保 3 年没）、8 代忠恕正室清昌院（明治 8 年没）の墓標は屋根付角柱形あるいは笠塔婆形と呼称される形式となっている（写真 22、図 11）。



写真 22 景耀院 (H)・盛光院 (I)・遼晴院 (L)・月桂院 (R)・清昌院(U)・雲台院(V)・蘭香院(W)墓標

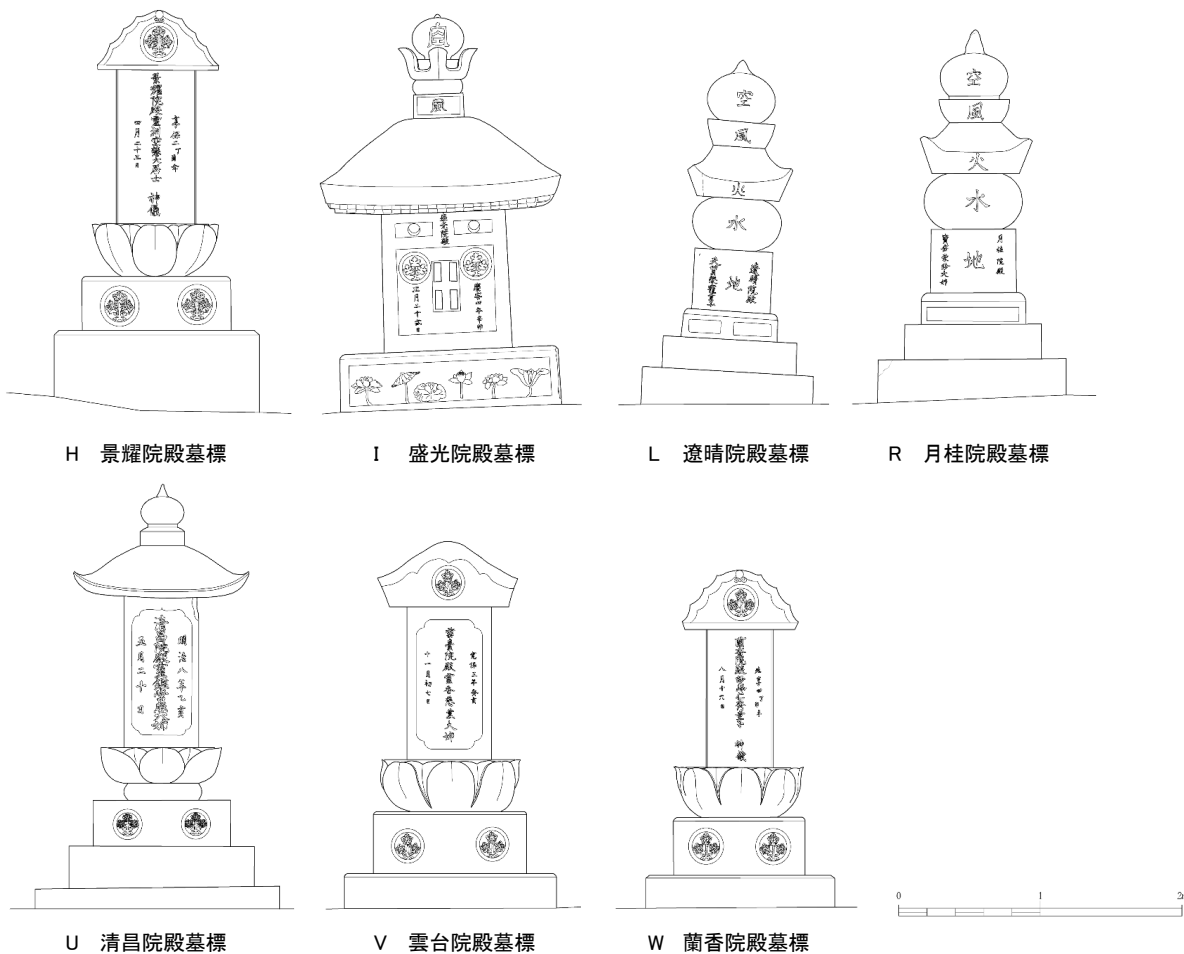


図 11 景耀院・盛光院・遼晴院・月桂院・清昌院・雲台院・蘭香院墓標測量図

なお、同様の形式に、やや小ぶりの4代忠虎七女瑤心院^{ようしんいん}（享保9年没）、8代忠恕嫡女寂照院^{じゃくしょういん}（文政4年没）、7代忠肅三男幻光院^{げんこういん}（文化3年没）、8代忠恕七女桂林院^{けいりんいん}（天保2年没）がある。

そのほか、盛光院の背後に自然石に近い形の墓標が2基あり、中段の2代忠恒参道左側斜面には正面のみ加工した板状の墓標が1基、参道両側には土壇状の高まり中央に板碑が建てられた初代頼水及びその正室貞松院の墓標がある。

また、目視による観察から盛光院及び貞松院の墓標に「神宮寺石」（諏訪市中洲地区に産出）の特徴が見られること、史料調査の成果から雲台院及び蘭香院の墓標が角間新田^{かくましんでん}（諏訪市上諏訪地区）より持ち込まれたことをそれぞれ確認することができた。

③石灯籠

墓所内に設置された石灯籠は基礎のみを含めて116基（うち指定外8基）、これとは別に破損した部材は中段南端に集積されている。石灯籠の多くは各藩主墓参道あるいは延長線上の両側に並置されているが、戦後の一般墓地造成工事などで変更されている可能性が高い。石灯籠には献上した人物名と年月日が刻まれており、一族あるいは上級家臣であることが確認できる（表5）。

良好な状態のものを各年代から選び実測作業を実施しており、時代による意匠の変遷を確認することができた（写真23、図12）。総じて、時代が下るのに従って装飾が華美となり、大型化する傾向がある。また、形状の性質上、倒壊によって部材（特に火袋部分が多い）が取り替えられていたことが想定される。



写真 23 石灯籠 I R 2・FR 6

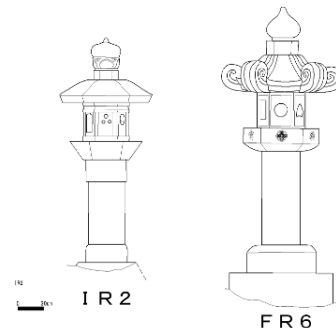


図 12 石灯籠測量図 I R 2・FR 6

表 5 指定内の石灯籠一覧(温泉寺墓所)

番号欄の◎は当初の場所から移動されたことが想定されるもの。
Rは墓標に向かって右側、Lは左側。墓標に近い灯籠より1から順に付番。

番 号	銘 文 ①	銘文 ②	銘 文 ③	年 号	氏 名	諱	藩譜 私集	知行 高	役 職
AR1	奉納石燈籠			嘉永四年辛亥五月初二日	諏訪左源太源頼威	頼威	⑥178		分知旗本
AR2	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	千野修弼	貞寛	④12	1200	家老
AR3	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	千野孫九郎	貞篤	④20	?	家老見習
AR4	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	澤市左衛門	満持	家譜		
AR5	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	牛山彦左衛門	□廣	④55	190	用人
AR6	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	中嶋刑部左衛門	成裕	6	180	用人
AR7	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	千野源五郎	房儀	④84	200	用人
AR8	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	松井小左衛門	賀都	④129	100	用人
AR9	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	勅使河原春助	正直	⑤8	180	用人
AL1	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	千野将監	貞壯	④17	1200	家老
AL2	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	久保嶋平左衛門	久哲	④133	300	用人
BR1	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	千野修弼	貞侃	④11	1200	家老
BR2	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	千野吉太郎	貞壯	④17	?	家老見習
BR3	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	牛山内匠	晴實	④51	500	用人
BR4	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	中嶋甚五平衛	成胤	④105	180	用人
BR5	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	両角久兵衛	政在	④63	200	用人
BR6	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	諏訪八之進	頼豫	④77	100	用人
BL1	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	千野雄之助	貞臣	④17	1200	家老
BL2	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歳六月十有七日	久保嶋平左衛門	久徹	④133	300	用人

BL3	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歲六月十有七日	澤市左衛門	満矩	家譜	200	用人
BL4	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歲六月十有七日	松田太郎左衛門	昌滋	㊦126	190	用人
BL5	奉獻上石燈籠	壹基		文化九壬申歲六月十有七日	大熊郡右衛門	次孝	㊦114	150	用人
CR1	德獻納石燈臺	一	為乾龍院殿菩提建之	元祿八乙亥歲三月初二日	諏方刑部大輔	頼基			
CR2	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲三月初二日	茅野兵庫	貞清	㊦7	1200	家老
CR3	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲三月初二日	志賀七右衛門	満辰	家譜	450	
CR4	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲三月初二日	茅野十良兵衛	方辰	㊦87	200	用人
CR5	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲三月初二日	塩原藏人	晴久	㊦6	300	用人
CR6	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲【三月初二日】	矢嶋八兵衛	満邨	家譜	250	用人
CL1	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲三月初二日	諏訪圖書	頼任	㊦1	1200	家老
CL2	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲三月初二日	牛山助之進	晴静	㊦48	500	用人
CL3	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲三月初二日	小喜多治右衛門	晴正	㊦99	150	物頭
CL4	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲三月初二日	小此木郷右衛門	直重	㊦129	300 ?	
CL5	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲三月初二日	久保嶋十兵衛	久行	㊦131	150	物頭
CL6	德獻上石燈臺	壹基		元祿八乙亥歲三月初二日	高山善右衛門	充正	㊦32	200	用人
DR1	德獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	諏訪圖書	頼弟	㊦2	1200	家老
DR2	德獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	茅野氏部	光豊	㊦9	1200	家老
DR3	德獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	牛山金兵衛	晴行	㊦49	500	用人
DR4	德獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	近藤宇左衛門	虎致	㊦132	140	用人
DR5	德獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	大熊善兵衛	□□	㊦113	200	用人
DL1	德獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	茅野兵庫	貞章	㊦7	1200	家老
DL2	德獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年 七月初二日	志賀七右衛門	満成	家譜	450	用人
DL3	德獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年 七月初二日	小沢縫殿	虎乃	㊦79	400	用人
DL4	德獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年 七月初二日	矢嶋傳左衛門	満喬	家譜	250	用人
DL5	奉獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	渡辺助左衛門	三綿			用人
◎DR1	德獻上石燈籠	壹基		享保十六辛亥年七月初二日	鶴飼傳右衛門	盈親	家譜	200	
ER1	奉納石燈籠	一	為天久院殿 菩提立之	明曆三季丁酉正月初五日	孝子 諏訪右近將曹	源盛給			分家旗本
ER2	奉納石燈籠	一		明曆三丁酉季正月初五日	諏訪圖書	盛政	㊦1	800	家老
ER3	奉獻上石燈籠	一		明曆三丁酉 正月初五日	志賀七右衛門	近房	家譜	400	
ER4	奉納 石燈籠	一		明曆三丁酉年正月初五日	小沢縫殿助	正栄	㊦77	400	
ER5	奉獻上石燈籠	一		明曆三年丁酉正月初五日	大熊善兵衛	重次	㊦112	200	用人
ER6	奉獻上石燈籠	一		明曆三年丁酉 孟正五日	鶴飼傳右衛門	盈秋	家譜	200	
ER7	奉獻納石燈籠	一		明曆三年丁酉 孟口五日	工藤權右衛門	重通	㊦51	200	用人力
EL1	德納 石燈籠	一	為天久院殿 菩提立之	明曆三年丁酉正月初五日	孝子諏訪兵部少輔	源頼尚	㊦178		分知旗本
EL2	奉納 石燈籠	一		明曆三年丁酉正月初五日	孝子諏訪右衛門佐	源盛鄰	㊦179		分知旗本
EL3	德獻上石燈籠	一		明曆三丁酉正月初五日	茅野与三左衛門尉	貞典	㊦6	800	家老
FR1	奉獻納石燈臺		為養賢院殿 菩提建之	明和七庚寅歲五月二十七日	諏訪勇次郎	頼訓			
FR2	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅天五月二十七日	諏訪圖書	頼英	㊦4	1200	家老
FR3	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅天五月廿七日	志賀七右衛門	満成	家譜	300	
FR4	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅歲五月二十七日	小喜多次良右衛門	満収	㊦98	150	用人
FR5	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅歲五月二十七日	波多野左膳	通貫	㊦147	150	用人
FR6	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅歲五月二十七日	塩原三左衛門	晴門	㊦7	300	用人
FL1	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅歲五月二十七日	千野兵庫	貞亮	㊦9	1200	家老
FL2	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅歲五月二十七日	大熊善兵衛	次麥	㊦113	200	用人
GR1	奉納 石燈籠			文政五年壬午六月二十七日	諏訪鞠負 源頼安	同人室			旗本
GR2	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	千野兵庫	貞侃	㊦11	1200	分知家老
GR3	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	茅野將監	貞壯	㊦17	?	家老見習
GR4	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	中嶋甚五兵衛	成胤	㊦105	160	中老
GR5	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	大熊郡右工門	次孝	㊦114	200	用人
GR6	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	鶴飼傳右工門	盈之	家譜	200	
GR7	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	山中牧太	正路	㊦26	180	用人
GL1	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	千野雄之助	貞臣	㊦17	1200	家老
GL2	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	志賀武左工門	満謙	家譜		

GL3	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	牛山肇	晴櫻	㊦51	500	席用人上
GL4	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	松田正太夫	昌滋	㊦126	140	用人
GL5	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	高山善右工門	充式	㊦31	200	用人
GL6	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	遊座半左工門	貞固	㊦58	100	用人
GL7	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	菅沼磯右工門	信恭	㊦113	140	用人
◎GR1	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歲六月二十七日	三輪五郎右工門	知定	㊦97	150	用人
HR1	寄進 燈籠	両基	景耀院殿石塔前	享保二丁酉歲四月二十三日	信州高島城主 從五位下安藝守 源朝臣 諏訪忠虎	忠虎	御記譜	—	藩主
HL1	寄進 燈籠	両基	景耀院殿石塔前	享保二丁酉歲四月二十三日	信州高島城主 從五位下安藝守 源朝臣 諏訪忠虎	忠虎	御記譜	—	藩主
HL2	奉獻燈籠	一基	景耀院殿尊前	享保二 歲四月二十三日	諏訪圖書	頼兼	㊦2	1200	家老
HL3	奉獻燈籠	一基	景耀院殿尊前	享保二 年四月二十三日	茅野兵庫	貞清	㊦7	1200	家老
HL4	奉獻燈籠	一基	景耀院殿尊前	享保二 年四月二十三日	小喜多治右衛門	晴近	㊦100	250	御長柄奉行
IR1	石燈籠		為盛光院殿 溪元怡清 大姉菩提也	慶安四年辛卯三月二十四日	源朝臣諏訪出雲守	忠恒	御記譜	—	藩主
IR2	奉寄進石燈籠			慶安四年辛卯三月十三日	為盛光院殿溪元怡清大姉「菩提者 嗚呼功德偉哉」秋氏日我見灯明佛 本「光端如此、豈腹妄語、若又」妄 語拔舌犂「耕置曇」如何廻 避都廬一團鉄」到這裡大姉兄此灯 明佛」点 桑門記慶安四年辛卯三 月十三日 奉寄進 石灯籠 諏方 圖書頼風婦人立之			—	
IR3	奉寄進石燈籠		為盛光院殿 溪元怡清 大姉 御菩提也	慶安四年辛卯正月二十四日	上原郷右衛門	宣全	㊦109	140	
◎IR1	奉寄進石燈籠		為盛光院殿 溪元怡清 大姉 御菩提立之	慶安四〇〇〇三月二十四日					
◎IR2	奉寄進石燈籠		為盛光院殿 溪元怡清 大姉 御菩提也	慶安四年辛卯正月廿四日	吉田治兵衛	継久?	㊦134		円照院名 跡
◎LL1	奉獻石燈臺	二樹	遼晴院殿靈廟前	天和壬戌年四月廿九日	施主 藤原性女		—	—	忠晴室
◎LL2	奉獻石燈臺	二樹	遼晴院殿靈廟前	天和壬戌年四月二十九日	施主 藤原性女	母内藤 氏?	—	—	忠晴室
◎MR1	奉納石燈籠		為貞松院殿 興誉英隆 大姉菩提建立之	慶安四年辛卯三月七日	源朝臣諏訪出雲守忠恒			—	藩主
◎OR1	奉納 石燈籠		為温泉開基 □□映林 大居士菩提建立之	慶安四季辛卯三月十日	源朝臣諏訪出雲守忠恒			—	藩主
RR1	奉納石灯籠		月桂院殿實岳榮珍大姉 (忠恒三女)	口應癸小巳季 二月廿八日					
RR2	奉納石灯籠		月桂院殿實岳榮珍大姉 (忠恒三女)	承應二癸巳季二月二十八日	利榮信尼		㊦100	—	異父の姉
RR3	奉納石灯籠		月桂院殿實岳榮珍大姉 (忠恒三女)	承應二癸巳季二月二十八日					
RL1	奉納石灯籠		月桂院殿實岳榮珍大姉 (忠恒三女)	承應二癸巳季二月二十八日	利榮信尼		㊦100	—	異父の姉
RL2	奉納石灯籠		月桂院殿實岳榮珍大姉 (忠恒三女)	承應二癸巳季二月二十八日	中嶋孫兵衛	室成	㊦104		忠恒側室 の弟
◎RR1	奉納石灯籠		月桂院殿實岳榮珍大姉 (忠恒三女)	承應二癸巳季二月二十八日					
VR1	寄進 燈籠	両基	雲臺院殿石塔前	寛保三年癸亥十一月七日	信州高島城主從五位下因幡守源 朝臣諏訪忠林建	忠林		—	藩主
VL1	寄進 燈籠	両基	雲臺院殿石塔前	寛保三年癸亥十一月七日	信州高島城主從五位下因幡守源 朝臣諏訪忠林建	忠林		—	藩主
WR1	奉獻 灯籠	一基	蘭香院殿尊前	延享四丁卯年八月十六日	千野兵庫	貞章	㊦7	1200	家老
WR2	寄進 燈籠	両基	蘭香院殿石塔前	延享四丁卯年八月十六日	信州高島城主從五位下因幡守源 朝臣諏訪忠林建	忠林		—	藩主
WR3	奉獻 灯籠	一基	蘭□□□尊前	延享四丁卯年八月十六日	諏訪圖書	頼弟	㊦2	1200	家老
WR4	奉獻 灯籠	一基	蘭香院殿尊前	延享四丁卯年八月十六日	諏訪頼母	頼英	㊦4	1200	家老
WL1	寄進 燈籠	両基	蘭香院殿石塔前	延享四丁卯年八月十六日	信州高島城主從五位下因幡守源 朝臣諏訪忠林建	忠林	—	—	藩主
Y1	奉獻上石燈籠		為月江院殿 心岳清鑑 大禪定尼	寛文九己酉初秋十三鳥	施主 從五位下兼因幡守諏訪氏 源忠晴朝臣夫人 藤原性女	忠恒室		—	忠恒室
Y2	奉獻上石燈籠		為月江院殿 心岳清鑑 大禪定尼	寛文九己酉初秋十三鳥	施主 從五位下兼因幡守諏訪氏 源忠晴朝臣夫人 藤原性女	忠恒室		—	忠恒
Y3			礎石のみ						
Y4			礎石のみ						

諏訪市教育委員会2000『信州高島藩諏訪家廟所』より加筆修正のうえ転載

④玉垣

現在、中段西端に設置されている石製の玉垣は、支柱部分に寄附者の居所・身分・氏名が刻まれており、特定できる人物の生没年から 19 世紀末（1880～1898）に製作されたことが推定されるが、前掲の「略図」では、下より 2 段目の階段及び石垣に沿って描かれている（写真 24、図 6）。このことから、石灯籠と同様に戦後の一般墓地造成工事の際、東側へ移設された可能性が高い。

なお、玉垣については、前掲の『棟梁の記録』に「温泉寺御廟玉垣百三拾本西之方并山ノ方折廻しニ而新規大工善右衛門請負」（安永 3 年）と、「温泉寺御廟門柱根朽拵継式本左ノ方扣柱一本取替候」（寛政 2 年）という記述が見られることから、石製の玉垣が設置される以前は頼岳寺墓所と同様に木製の玉垣が設けられていたことが推測される。



写真 24 玉垣
(手前支柱に深叢寺とある)



写真 25 指定地外墓標等 5 基

⑤指定地外の墓標及び石灯籠

温泉寺墓所には、玉垣北端の指定地外の一画に昭和 30 年代の一般墓地造成工事による改変で整理された 8 代忠恕五男玉澗院、10 代忠礼嫡男彭徳院、9 代忠誠子智覚院の墓標と石のみの集積（詳細不明）の 5 基（写真 25、表 6）と温泉寺脇から指定地までの上り坂の途中に 8 基の石灯籠があり、そのうち下の参道に位置する 2 基（表 7-FL1、FR2）を除く 6 基については諏訪市有形文化財（名称：高島藩主廟所）として保護を図っている（写真 26・27、表 7）。



写真 26 指定外石灯籠 6 基

表 6 指定地外の墓標等一覧（温泉寺墓所）

墓番号	代数	諱	葬送形態	戒名	続柄	命日
甲		未詳	埋め墓	玉澗院宝林恵祥大童子	忠恕五男	天保九戊戌年 七月晦日（30日）
乙		未詳	埋め墓	彭徳院殿温質義良大童子	忠礼嫡男	明治四辛未年 八月初五日
丙		カヤ	不明	妙解院殿信行善覚大姉	忠虎側室	享保七壬寅年 九月初六日
丁		未詳	埋め墓	智覚院本源自（貞カ）性大童子	忠誠口男	嘉永五壬子年閏二月初五日
戊		未詳	不明	【石積み】		



写真 27 指定地外石灯籠 2 基

表 7 指定地外の石灯籠一覧（温泉寺墓所）

番号	銘文①	銘文②	銘文③	年号	氏名	諱	藩譜私集	知行高	役職
◎AR1	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	両角市郎右衛門	政知	㊦73	100	用人
◎AR2	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	牛山助之進	晴衍	㊦51	500	用人
◎AL1	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	高山作右衛門	充恭	㊦33	200	用人
◎AL2	奉獻上石燈籠	壹基		嘉永四辛亥歳五月初二日	前田和左衛門	晴宛	㊦3	330	用人
◎FR1	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅天 五月二十七日	諏訪銀之進	頼道	㊦71	250	用人
◎FR2	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅天 五月二十七日	牛山内記	晴應（底カ）	㊦50	500	用人
◎FL1	奉獻上石燈籠	壹基		明和七庚寅年五月二十七日	渡部助左衛門	三行			
◎GL1	奉獻上石燈籠	壹基		文政五 壬午歳六月二十七日	両角外太夫	政在	㊦63	200	用人

諏訪市教育委員会2000『信州高島藩諏訪家廟所』より加筆修正のうえ転載

ウ) 頼岳寺墓所の調査内容

藩主墓標 1 基とその他墓標 3 基のほか石灯籠 6 基について、委託（専門家）による実測調査を実施した（図 13）。ただし、藩主墓標（初代頼水）は大型であるため部材ごとに実測し、図面上で復元的に組み合わせる方法を採用し、正面・背面・左右両側面の立面図のほか、内部の石碑の正面・側面図を作成した（一部想定）。その他墓標は正面・側面の立面図、石灯籠は立面図・火袋部分のみ展開図を作成した。

エ) 頼岳寺墓所の調査結果

①藩主墓標（頼岳院）

初代頼水の安山岩製石廟は、基礎の上に築かれ、下から基壇、柱と扉を表現した壁面、露盤と宝珠を載せた宝形造の屋根によって構成されており、内部には石碑が安置されている（写真 28、図 14、表 8）。

基礎は長方形の板材を正方形になるように組み合わせている。基壇は 2 つの部材に分けられ、四方の三区画内に蓮池文様や諏訪社の神紋である四つ足の梶の葉が表現されている。壁面は一石を立方体に整形し、内部を削り貫き、外面に壁や柱、扉等を表現している。また、扁額は篆書で「碧落殿」と刻まれており、少量の金が検出されたことから、当初は金泥であったことが推測される。屋根には垂木の表現が施されており、露盤と宝珠は御霊屋天井部分が覆っているため詳細は不明であるが、貞松院（諏訪市諏訪）に所在する正室の石廟に類似したものであると推測される。

内部に安置されている石碑は、3 つの部材から構成されており、2 段の基台上に五輪塔を表現した石碑が組み込まれている。右縁には「奉建立石堂爲先考頼岳開基前因州太守晃窓映林大居士」、左縁「寛永十八年重光大荒落林鐘十卯鳥右施主諏訪出雲守忠隣公敬白」、中央に陽刻された五輪塔の各部には「空風火水地」が刻まれている。左縁の「施主諏訪出雲守忠隣公敬白」の文字には朱を入れ、その他の文字は金泥が用いられていることが確認されている。

基壇及び壁面の一部、屋根の全面、露盤の一部には特徴的な漆喰が施されているが、建立当初からの化粧ではなく、部材の保全を目的とした後世の補修であると推測される。

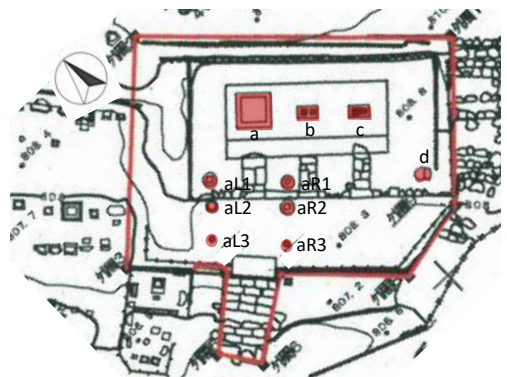


図 13 石造物調査対象（頼岳寺墓所）



写真 28 頼岳院墓標（a）

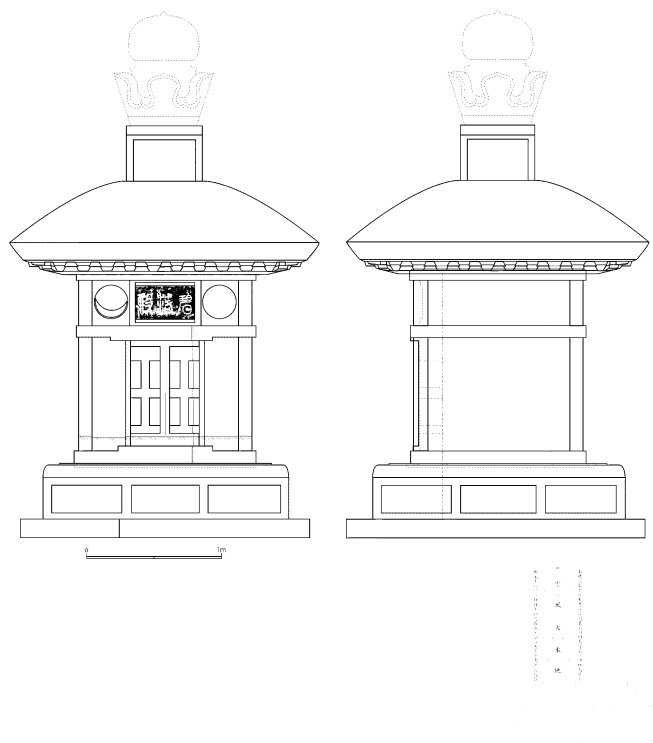


図 14 頼岳院墓標測量図（下：内部石碑）

表8 指定地内の墓標一覧（頼岳寺墓所）

墓番号	代数	諱	葬送形態	戒名	続柄	命日
a	初代	頼水	不明	頼岳開基前因州太守吳窓映林大居士	頼忠嫡子	寛永十八
b		頼忠	不明	永明寺殿光山宗湖菴主	頼水父	慶長十年乙巳八月十一日
c			不明	理昌院殿玉栄林公大姉	頼水母	寛永四丁卯九月二日
d		頼孚	不明	(高岳院殿乾) 岩玄綱居士	頼水子	(正保) 四年丁亥年(六)月十七日

※ () 内は矢島数由氏調査による

②その他の墓標

永明院（初代頼水父）の墓標は、長方形の切石を組み合わせた延石基壇が設けられ、灰白色の安山岩製の宝篋印塔（左側）と五輪塔（右側）が建てられている。宝篋印塔の基礎正面には、「永明院殿／光山宗湖／菴主／慶長十年〈乙巳〉／八月十一日」と戒名及び忌日銘が五行で、塔身正面には「心」が刻まれている。五輪塔は無銘で時期も不明であるが、宝篋印塔とほぼ同時期の造立ではないかと想定される（写真 29、図 15、表 8）。

理昌院（初代頼水母）の墓標は、形式及び石材は永明院と類似しているが、宝篋印塔と五輪塔は左右の位置が逆に配置されている。五輪塔の地輪正面には、「理昌院玉栄林公大姉／寛永四〈丁卯〉九月二日」と戒名と没年が二行で刻まれており、一部に金箔が残されているが、水輪は後補であることが確認されている。宝篋印塔の基礎正面には、「理昌院殿／玉栄林公大姉」と戒名が刻まれている（写真 30、図 16、表 8）。

どちらも宝篋印塔と五輪塔の2基を組とし、追善供養を兼ねて墓標としたものであると推測される。なお、二基を一故人の墓標とする墓制は、山梨県内の武田氏関連の事例を中心に16世紀初頭から17世紀後半まで、宝篋印塔と五輪塔を組として供養塔を造立する墓制が受け継がれていたことが指摘されている。

墓所内の御霊屋と同じ段の南側に、花崗岩の自然石を建てた墓標がある。上部の風化が激しいが、刻まれた戒名と没年から、頼水の子で正保4年（1647）6月17日に病死した諏訪頼孚の墓標であると推測される（写真 31、図 17、表 8）。



写真 29 永明院墓標 (b)

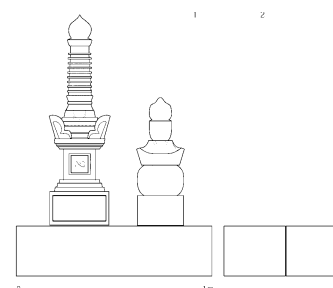


図 15 永明院墓標測量図 (b)



写真 30 理昌院墓標 (c)

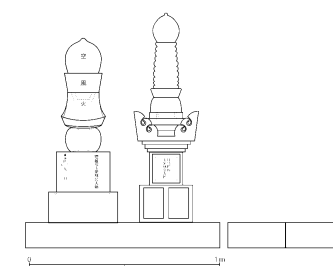


図 16 理昌院墓標測量図 (c)



写真 31 頼孚墓標 (d)

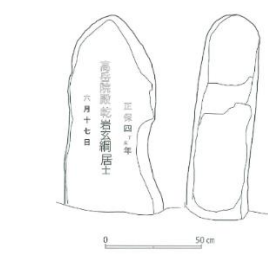


図 17 頼孚墓標測量図 (c)

③石灯籠

墓所内には、頼岳院の正面に6基の石灯籠が並置されており、銘文から頼水の子頼郷、頼泰（頼長か）、頼孚、小沢主膳亮と藤原正成の連名、頼水の侍医井出宗順、牛山勘右衛門が奉獻したものであることが確認された。ただし、牛山勘右衛門の石灯籠は基礎と中竿が残るのみで、100年近く年代が下ることから他所から移設されたものであると推測される。また、配置及び形態については、矢島数由氏が昭和9年（1934）に実施した調査結果と現状には大きな齟齬が確認されている（写真32、図18）。



写真32 石灯籠（右からa L 1～3、a R 1～3）

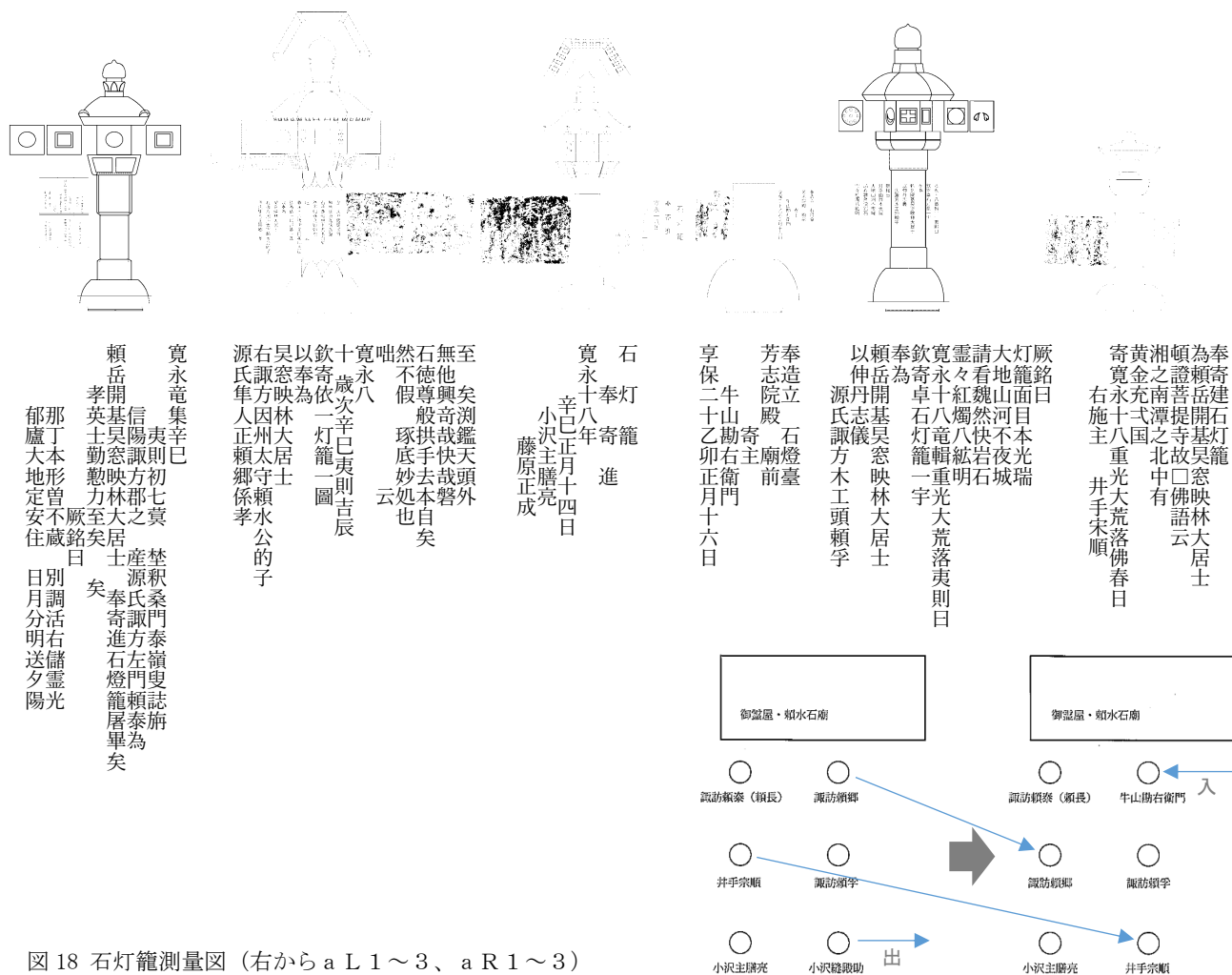


図18 石灯籠測量図（右からa L 1～3、a R 1～3）

（５）建築調査の概要

ア）温泉寺墓所

2代忠恒の墓標を覆っていた御霊屋は、桁行3間（4.725m）梁間3間（4.725m）の身舎に、桁行1間（1.97m）梁間1間（1.82m）の向拝が付いた宝形造りの屋根を持つ建物である。解体時は亜鉛引鉄板葺きであったが、調査により創建当初は桷葺きであったと推定される。忠恒の17回忌にあたる寛文13年（1673）創建と推定されており、諏訪市内では慶長13年（1608）徳川家康の寄進により造営された重要文化財諏訪大社上社本宮四脚門に次いで古い建物として貴重な存在である（写真33、図19）。

しかし、各部材の劣化により倒壊の危険性が生じたことから、平成19年（2007）、詳細調査を含めた解体工事を行っており、屋根部材の変遷や土台の取替や柱の根継ぎ、軒廻りや屋根など建立後の改修などを報告書として整理し、解体部材を保管するなど将来的な復元に向けた準備に努めている（写真34・35）。



写真33 2代忠恒御霊屋



写真34 仮覆屋



写真35 保管部材

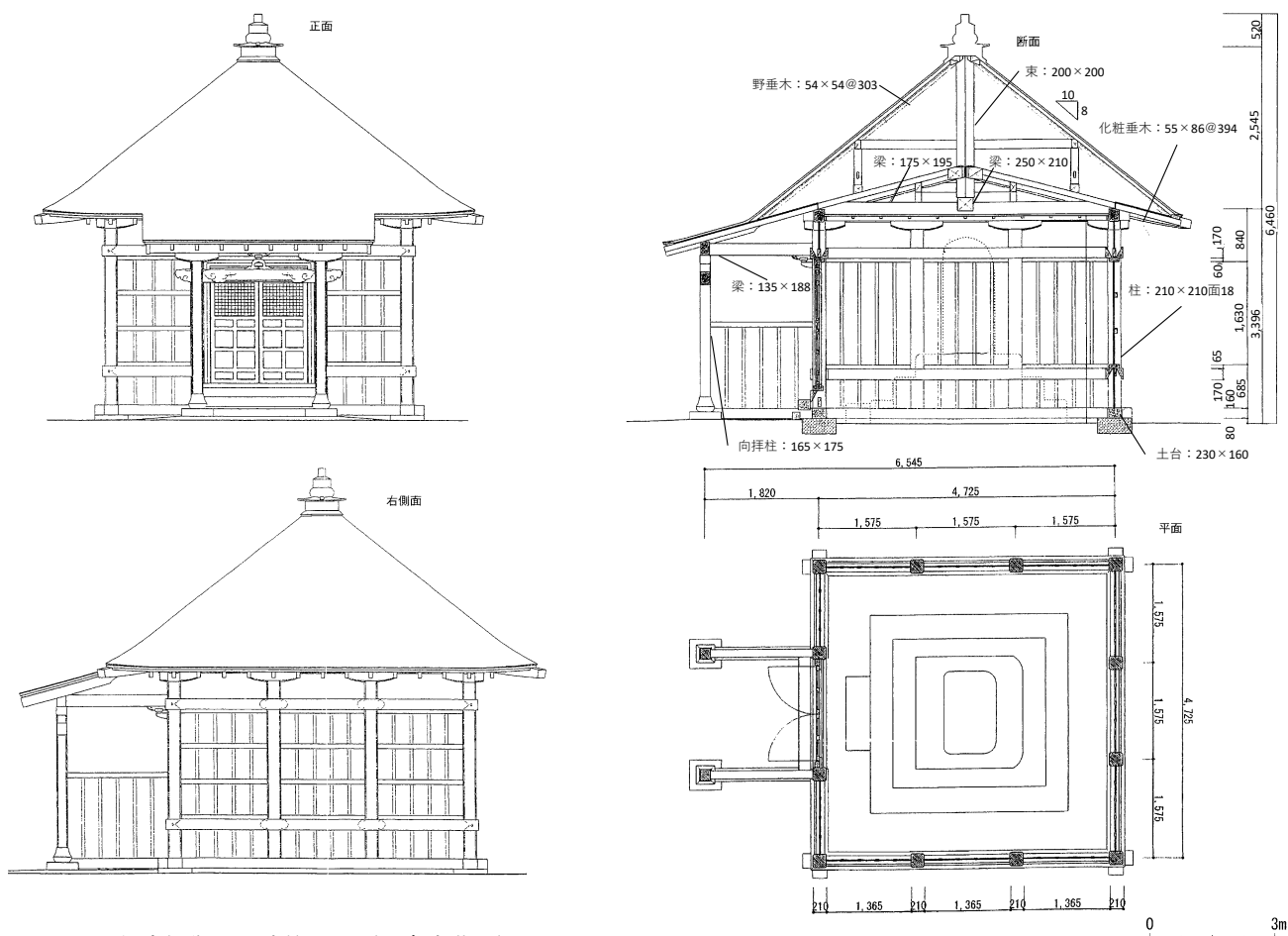


図19 2代忠恒御霊屋建築図面（温泉寺墓所）

イ) 頼岳寺墓所

初代頼水及びその父母の墓標を覆う御霊屋は、桁行4間半（8.19m）、梁間2間（3.64m）、棧瓦葺きの入母屋造りで、平面は一院9尺（2.73m）角の三院建続の建物である。上記の「祠廟之記」には、延宝7年（1679）に3代忠晴が頼水とその父母の祠廟を建立したとあるが、2代忠恒が建立した頼水廟を修理する際、頼忠及び理昌院の墓標を併せて建立したものと推測される（写真36、図20）。

「明治二十八年七月 曹洞宗少林山頼岳寺由緒」によると、安政6年（1859）の焼失後に再建されたことが明記されており、明治34年（1901）の火災では類焼した記録がないことから、再建当初のものであると推定されている。なお、平成22年（2010）に屋根の修理が行われている。



写真 36 初代頼水ほか御霊屋

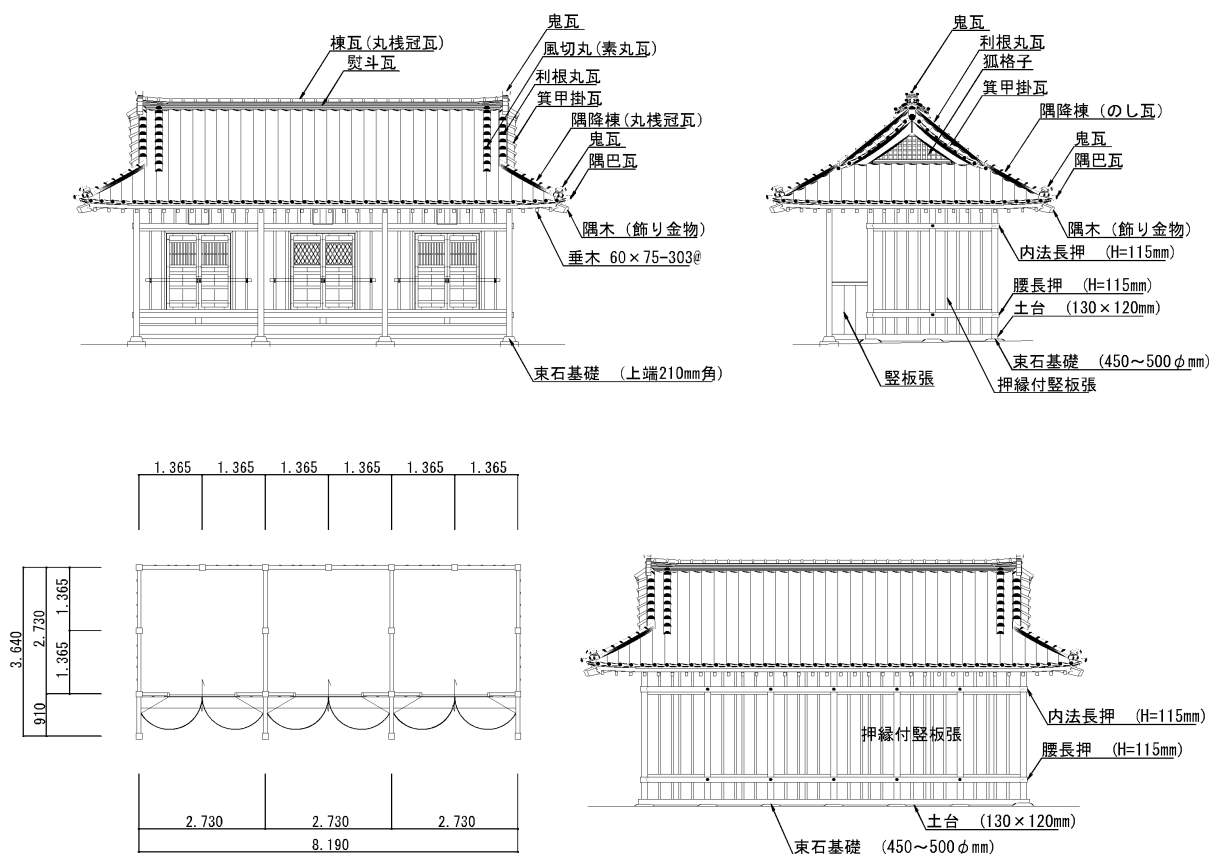


図 20 初代頼水ほか御霊屋建築図面（頼岳寺墓所）

第3節 指定地の現況

(1) 立地状況

指定地は、長野県諏訪市上諏訪と茅野市ちのに所在し、それぞれ中心市街地の周縁部に位置する。菩提寺に隣接あるいは内包されており、指定地を取り囲むように一般墓地が点在している。史跡の保存及び活用にあたっては、彼岸や盆の時期を中心に墓参などの来訪者に配慮する必要がある（図21・22）。



図21 指定地周辺の状況（温泉寺墓所）

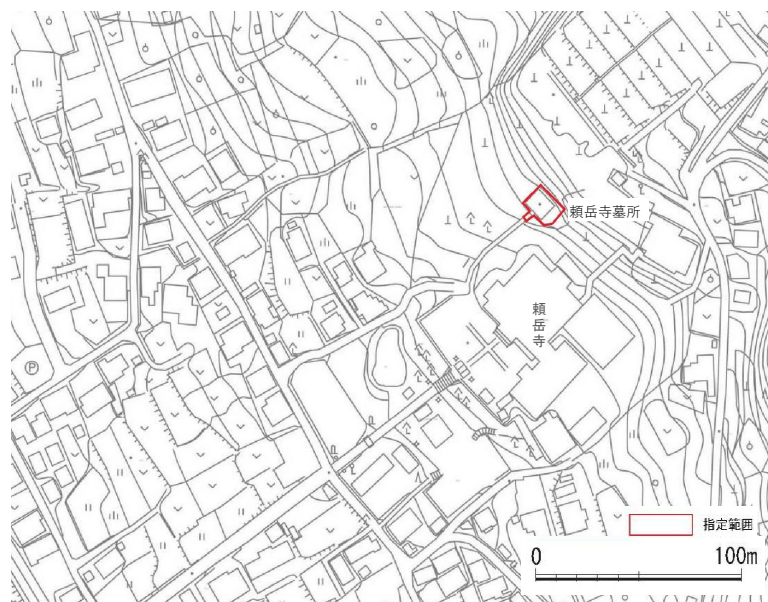


図22 指定地周辺の状況（頼岳寺墓所）

(2) 土地所有状況

温泉寺墓所（1283.77 m²）は公有地化されており、頼岳寺墓所（211・36 m²）は所有者である宗教法人頼岳寺により適切に管理されている。また文献調査や発掘調査などの結果から指定地外の遺構はほぼ残存していないと判断されることから、現時点では用地取得や追加指定の必要はないと考えられる。

(3) 史跡周辺の関連文化財

諏訪家墓所は、室町時代から江戸時代にかけて諏訪氏がそれぞれ拠点とした城下の周縁部にあたり、周辺には旧甲州街道沿いに古くからの人々の営みを物語る指定文化財が点在している。今後、未指定文化財の把握を含めて史跡との関連性を整理し、総合的な保存と活用を図りつつ、新たな観光資源としての役割を果たすことが期待される（図 23）。

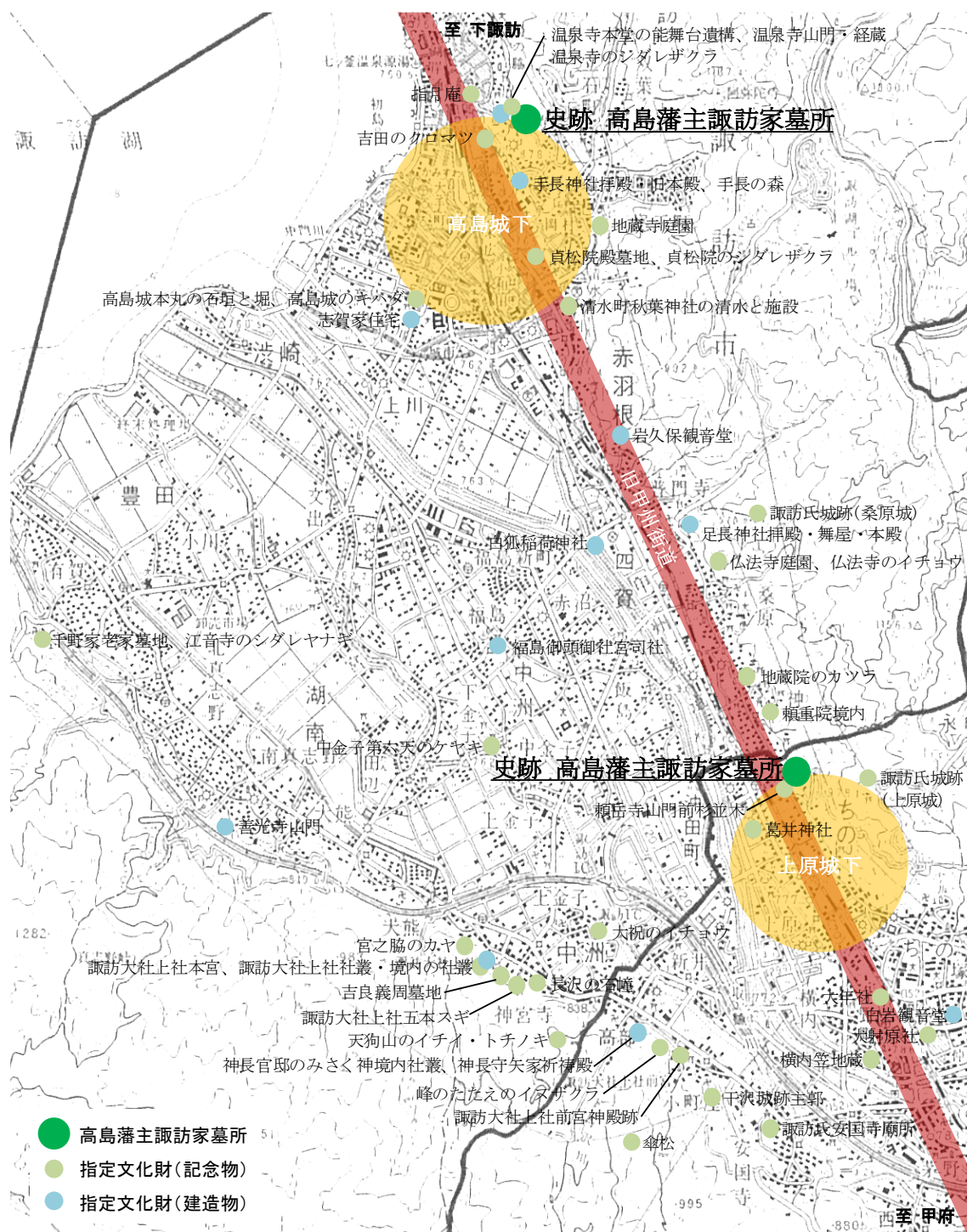


図 23 指定地周辺地域の歴史遺産（指定記念物及び建造物）

第3章 史跡の本質的価値と構成要素

第1節 史跡の本質的価値

諏訪家墓所の本質的価値については、前章で示した指定説明文に基づき以下の5点に整理した。

ア) 古代以降の名族に連なる諏訪家の歴代藩主が眠る墓所

諏訪氏は、古代より江戸時代末期まで諏訪社の神職「大祝」を輩出し、戦国時代に武田氏による支配を受けるが、一貫して領主として諏訪地域を治めた。諏訪家墓所は、この諏訪氏の系譜に連なる諏訪家の歴代藩主が眠る墓所である。

イ) 巨大で独自の形状や宝篋印塔と五輪塔を一对とするなどの多様な墓標形式

基壇を含めた高さが約3mあり、方形三段の基壇上に卵形を半裁した形の標身が置かれたものや、宝篋印塔と五輪塔が一对となったものなど他の大名家の墓所には見られない特殊な形状は、近世の大名墓のあり方を考える上で貴重な石造文化財である。

ウ) 江戸時代に建立された御霊屋建築

温泉寺墓所の御霊屋は、平成19年に解体を余儀なくされた（部材保存）が、諏訪地域では数少ない江戸時代前期の建物であり、再建された頼岳寺御霊屋と合わせ、諏訪地域の建築を考える上で貴重な文化財建造物である。

エ) 発掘調査で確認された参道の石畳や墓標の下部構造

発掘調査により確認された参道の石畳や、未調査となっている墓標の下部構造は、諏訪家の信仰や思想を解明するための貴重な地下遺構であり、適切な方法による研究・調査が望まれる。

オ) 指定地内に立ち並ぶ家臣が寄進した石灯籠

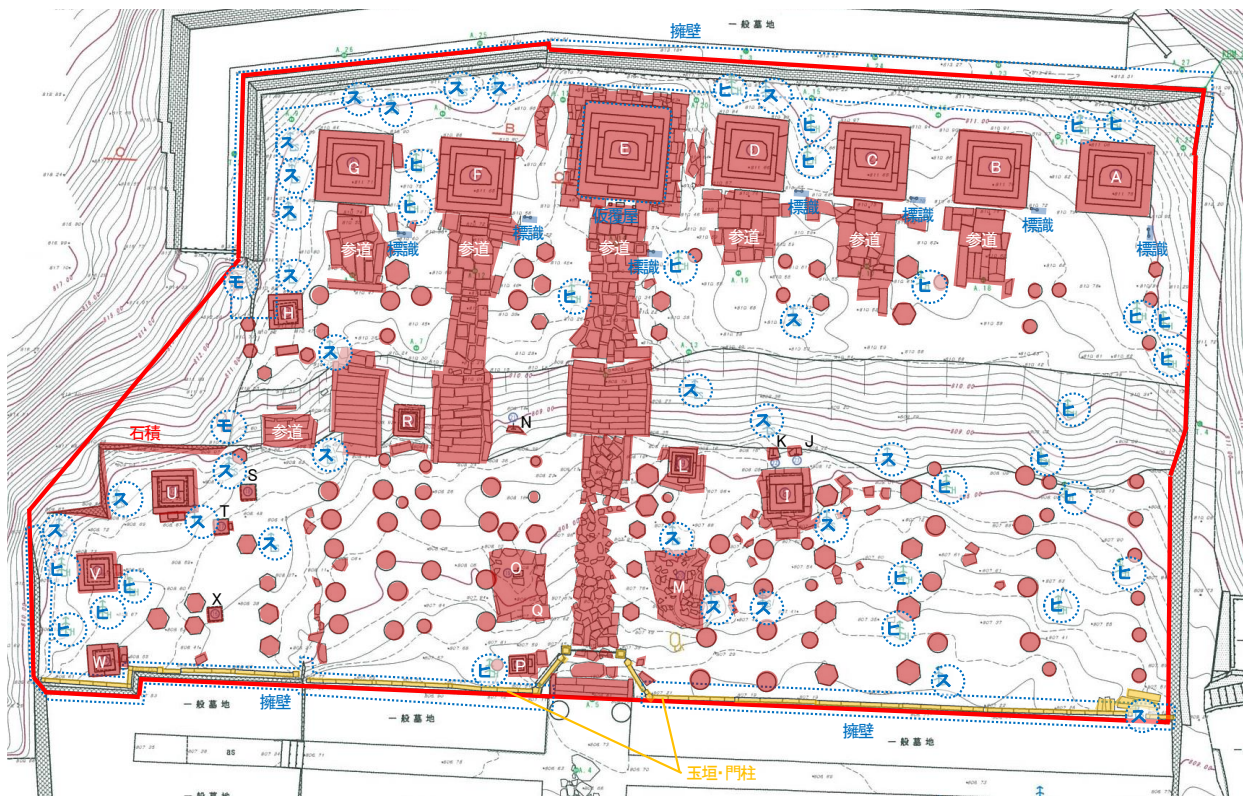
破損による部材の変更や戦後の再設置など改変は見られるが、中竿部分には寄進者の氏名や年代などが記銘されており、諏訪家とその家臣の関係性を伝える貴重な石造文化財である。また、絵図面などから諏訪家墓所の景観的な特徴であったことが確認できる。

第2節 史跡の構成要素

諏訪家墓所を構成する要素のうち、藩政時代（～明治4年）に整備されたもの（地下遺構等含む）は、厳密な保存を図るため本質的な価値を構成する要素、明治時代以降に付加されたものは、墓所の景観を保持するため本質的な価値に準ずる要素とし、それ以外のものは、その他の要素とする。指定地外にあって史跡及び菩提寺に関係の深いものは、適切な保護措置が必要となるため史跡周辺の構成要素とする。これらの分類を温泉寺墓所（図24・25、表9）と頼岳寺墓所（図26・27、表10）に分けて整理すると以下のとおりである。

表9 構成要素の分類と内容（温泉寺墓所）

構成要素の分類		内 容（対 象）
本質的な価値を構成する要素	墓標	A 泰俊院殿徳海義山大居士 神儀、B 観光院殿天倫宗沢大居士 神儀、C 乾龍院殿雄巖文穎大居士 神儀、D 洞虎院殿彰往闡幽大居士 神儀、E 天久院殿一寶要関大居士 神儀、F 養賢院殿聖懿諦範大居士 神儀、G 放光院殿普照道德大居士 神儀、H 景耀院殿靈淵空慧大居士 神儀、I 盛光院殿溪元怡清大姉、J 自得以休禅定尼、K 心無受法禅定尼 □□／位□、L 遼晴院殿天質栄寵童子、M 貞松院殿【興誉英隆大姉】、N 秀天童子、O 温泉寺開基前因州吳窓映林大居士 覚霊、P 瑤心院殿本寂浄智大童女、Q【石塔の台石か】、R 月桂院殿宝岳栄珍大姉、S 寂照院殿明道智光大童女、T 幻光院殿節巖智貞大童子、U 清昌院殿靈鑑浄照大姉※、V 雲台院殿靈香慈薫大姉、W 蘭香院殿妙峯仁秀童子 神儀、X 桂林院殿月輪妙光大童女
	参道	表出する石畳（拝石を含む）及び石段、埋没部分を含む
	石積（石垣）	江戸時代に整備された可能性がある石積、埋没部分を含む
	石灯籠	108基（AR1～Y4）及び残存する部材 ※第2章表2-6石灯籠一覧を参照
	御霊屋	墓標（E 天久院殿一寶要関大居士 神儀）の周囲にある基礎部分及び解体部材、温泉寺保管「雲州使君朝散大夫諏訪氏源朝臣忠恒祠廟之記」及び「扁額（天久院）」
	遺構・遺物	上記の構成要素に係る地下遺構
本質的な価値に準ずる要素	玉垣・門柱	明治時代以降に設置（更新）された玉垣及び門柱
その他の要素	仮覆屋	仮覆屋（平成19年御霊屋解体に伴い建築）
	樹木植生	大木化した樹木（スギ26本、ヒノキ26本、モミジ2本）
	擁壁	東側・北側・西側境界のコンクリート製の擁壁 ※南側は指定地外
	標識	藩主（2～8代）名を記載した標識7基
史跡周辺の構成要素	史跡に関連する文化財	諏訪市有形文化財「高島藩主廟所」（墓標5基及び石灯籠8基）、諏訪市天然記念物「温泉寺のシダレザクラ」
	菩提寺に関連する文化財	諏訪市有形文化財「鉄塔」「温泉寺本堂の能舞台遺構・山門・経蔵」



指定範囲——本質的な価値を構成する要素 ■ 本質的な価値に準ずる要素 ■ その他の要素 ■
 ※樹木 ス=スギ、ヒ=ヒノキ、モ=モミジ
 図 24 指定地内の構成要素（温泉寺墓所）

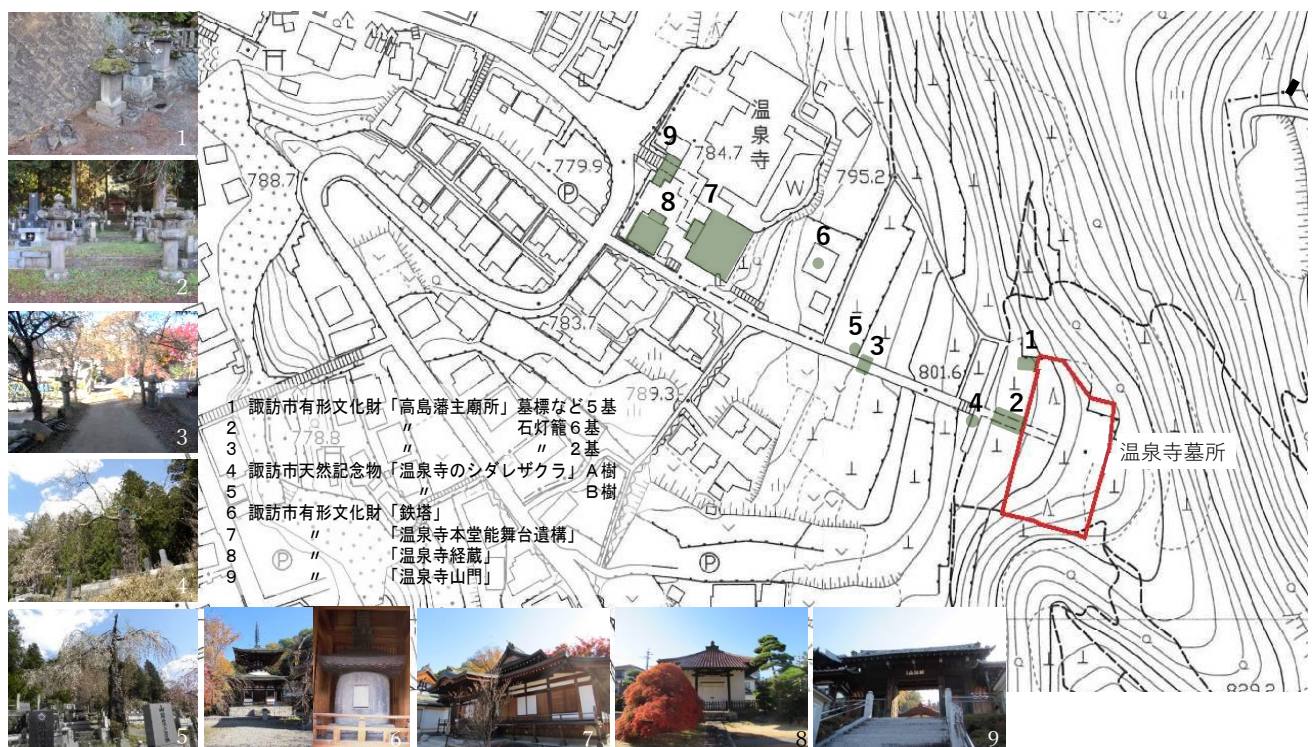


図 25 指定地周辺の構成要素（温泉寺墓所）

表 10 構成要素の分類と内容（頼岳寺墓所）

構成要素の分類		内 容（対 象）
本質的な価値を構成する要素	墓標	a 頼岳開基前因州太守吳窓映林大居士、b 永明寺殿光山宗湖菴主、c 理昌院殿玉栄林公大姉、d（高岳院殿乾）岩玄綱居士
	参道	表出する石畳（拝石を含む）及び石段、埋没部分を含む
	石積（石垣）	江戸時代に整備された可能性がある石積、埋没部分を含む
	石灯籠	5 基（aL1～3、aR2～3） ※第2章表2-6及び図2-14を参照
	御霊屋	御霊屋（桁行4間半、梁間2間の木造平屋造、一院九尺角の三院建続の一棟造り）、芸州刺史朝散大夫諏訪氏源朝臣頼忠 同州牧朝散大夫同氏源朝臣頼水、并母堂祠廟之記」
	遺構・遺物	上記の構成要素に係る地下遺構
本質的な価値に準ずる要素	玉垣・門	明治時代以降に設置（更新）された玉垣及び門
その他の要素	石灯籠	指定地外より移設された石灯籠1基（aR1）
	樹木植生	大木化した樹木（スギ4本、ヒノキ4本、ニレ・サンショウ・ツツジ・不明各1本）
史跡周辺の構成要素	史跡に関連する文化財	頼岳寺境内に所在する墓標及び石灯籠（「正保院殿墓標と奉獻石灯籠」、「證盛院殿墓標と石灯籠」、「楓月院殿墓標と石灯籠」
	菩提寺に関連する文化財	茅野市天然記念物「頼岳寺山門前杉並木」

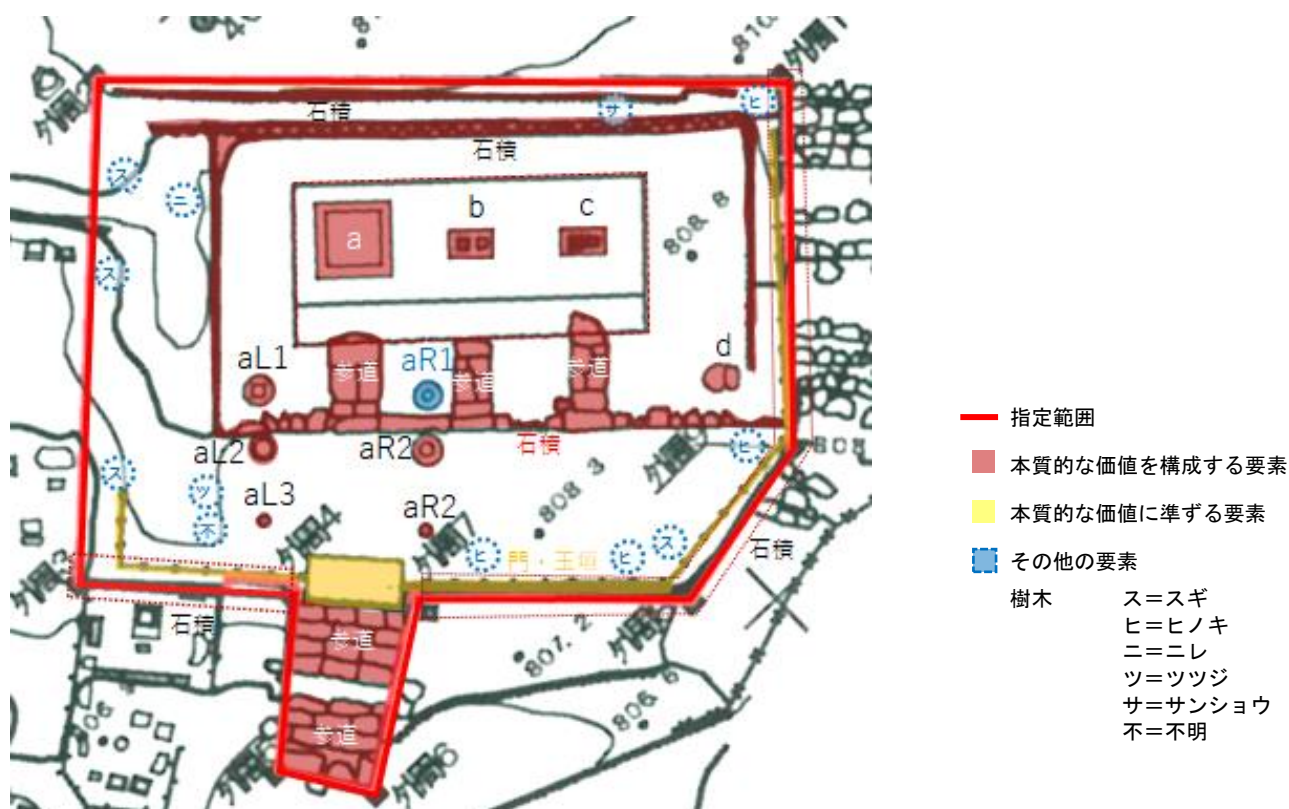


図 26 指定地内の構成要素（頼岳寺墓所）

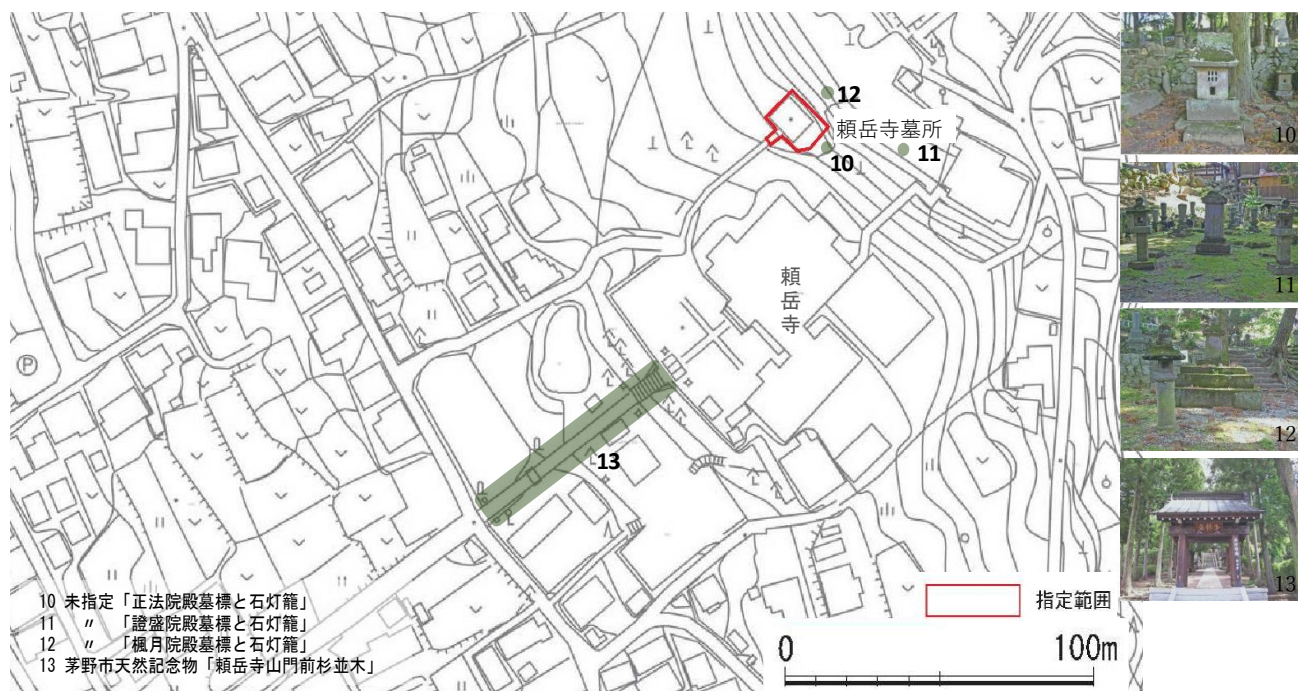


図 27 指定地周辺の構成要素（頼岳寺墓所）

第4章 現状と課題

第1節 保存の現状と課題

指定面積 1495.13 m²のうち 1283.77 m²は諏訪市、211.36 m²は頼岳寺がそれぞれ日常的な維持管理にあっており、管理団体は設定されていない。

保存に係る現状と課題について、第3章で提示した構成要素ごとに整理すると表 11 と 12 のとおりである（写真 35・37）。

（1）温泉寺墓所の保存の現状

○本質的な価値を構成する要素

- ・6代藩主墓標には、背面から正面に至る大きなクラックが生じており、他の墓標にもクラックや損傷が散見される。また、墓標の基壇部分の沈下、墓標の傾きなども随所にみられる。
- ・2代藩主墓標前の石段を含む参道は、不陸が進み不ぞろいとなっており、その他の藩主墓標前の石段も全て劣化しており、埋没・不陸が進んでいる。全体的に石畳は土砂や腐葉土により埋没しており、部分的に露出している状態である。
- ・石積の露出部に関しては良好な状態であるが、北側の古い石垣が樹木により崩壊している。
- ・石灯籠は地震や樹木の根、土壌の沈下などの影響で傾き、一部には既に倒壊しているものがある（図 24-L の左下など）。また、組み直し等による部材の不整合な灯籠のほか、一般墓地造成に際して指定地外から移動してきたと考えられるものや、倒壊したと考えられる石灯籠の部材が点在している。
- ・御霊屋は平成 19 年に解体しており、現在は仮覆屋によって 2 代藩主墓標を保護している。御霊屋の部材は市の施設にて保管している。



写真 37 墓標の劣化（樹木の影響）

○本質的な価値に準ずる要素

- ・玉垣と門柱が該当するが、一般墓地造成の際に現在の位置に移設された可能性が高い。一部に亀裂や樹木の影響で変形している箇所があるが、概ね良好である。



写真 35 2代忠恒御霊屋の解体部材

○その他の要素

- ・指定地内にスギ、ヒノキ、モミジが林立しており、石灯籠や墓標がこれらの根によって持ち上げられるなどの影響を受けている。そのため、指定地内は昼間でも薄暗く往時の景観とは異なる可能性が高い。
- ・藩主墓標の背面にある擁壁は、ブロック積みの上にコンクリート擁壁が増し積みされており、2代墓標より東側ではコンクリート擁壁の上にコンクリート擁壁が増し積みされている。それぞれの隙間に亀裂が入っており、孕みだしやズレが生じている。
- ・上端部の藩主墓標にそれぞれ標識を設置している。

（２）温泉寺墓所の保存の課題

○本質的な価値を構成する要素

- ・墓標の損傷の経過観察を行い、ひび割れや欠け、基壇のズレや沈下などの進行を抑制し、状況を改善する必要がある。また、整備に向けて地下の状況と過去の整備経過について調査研究を行う必要がある。
- ・参道の石畳の残存範囲の確認を行い、堆積した土砂や腐葉土の鋤取りを行う。様々な要因で劣化損傷をしている石段・石畳の改修と不陸の解消・復元を行い、土砂流入や沈下、埋没を防ぐための方法を検討する。その際には、基礎を掘削することになる可能性があることから、整備に向けて地下の状況と過去の整備経過について調査研究を行う必要がある。
- ・参道同様に石積の埋没部分の残存状況を確認し、崩壊箇所を修復するために、整備に向けて地下の状況と過去の整備経過について調査研究を行う必要がある。
- ・石灯籠についても、墓標同様にひび割れや欠けといった劣化の抑制を行い、全体的に傾斜していると考えられる石灯籠の据え直しを行う必要がある。また、転倒により倒壊した石灯籠や指定地内に点在する石灯籠の部材、一般墓地造成時に移動してきたと考えられる石灯籠の扱いについて検討する必要がある。
- ・御霊屋の解体済みの部材について、復元時にどの程度使用できるのか現状調査をする必要がある。また、復元の計画を行い、その後の管理計画を設定する。

○本質的な価値に準ずる要素

- ・指定地境界付近に積まれている余剰部材の扱いについて検討する。

○その他の要素

- ・仮覆屋の中に湿気が溜まりやすいため、中にある墓石が劣化しないよう管理する必要がある。
- ・樹木植生については、絵図に記載されている樹木を確認しながら、墓標・石灯籠などの石造物への影響を取り除くため計画的に伐採を行う必要がある。
- ・藩主墓標背面の擁壁は、これ以上の劣化が進まないように定期的に落葉・落枝を取り除きつつ、隙間が広がらないように補修を検討する。

○史跡周辺の構成要素

- ・史跡に関連する文化財である祠廟之記及び額などの保管環境を検討する。

（３）頼岳寺墓所の保存の現状

○本質的な価値を構成する要素

- ・墓標は御霊屋内に収められていることもあり、風雨等の劣化は認められず概ね良好である。
- ・参道についても不陸等の支障となるような状況は認められず概ね良好である。
- ・石積については、御廟背面の北東側の部分で一部孕み、崩落が進行している。
- ・石灯籠も現状では概ね良好に維持されている。
- ・御霊屋については平成 22 年（2010）に屋根の修理がなされており、概ね良好な状態を保っている。

○本質的な価値に準ずる要素

- ・明治時代以降に更新して設置された玉垣及び門があり、部材の劣化が進行している。

○その他の要素

- ・昭和9年（1934）に実施した調査時の記録と石灯籠の配置が異なっており、指定地外より移設されたと考えられる中竿のみを残す牛山勘右衛門の石灯籠（図 18-aL3）が含まれている。
- ・樹木植生については、温泉寺墓所同様に指定地内に大木化したスギやヒノキがあり、門・玉垣に影響を及ぼしている。

（４）頼岳寺墓所の保存の課題

○本質的な価値を構成する要素

- ・墓標を覆う御霊屋は管理者により朝扉を開放し公開していることから、公開中の防犯対策などを検討する必要がある。
- ・石積については孕みや崩落などの劣化の進行を抑制して、修復する必要がある。
- ・石灯籠については、見学者などの安全確保の面から地震などによる転倒防止等の対策が必要。
- ・御霊屋については建物全体に朱の彩色が施されているため、風雨等による褪色について今後の経過に注意し、日常的な管理を徹底するとともに必要に応じた補修を実施する必要がある。また、祠廟之記の保管環境についても検討が必要である。

○本質的な価値に準ずる要素

- ・玉垣及び門の部材の劣化が進行しているため、再建が必要である。

○その他の要素

- ・昭和9年にあった小沢縫殿助の石灯籠が家臣団の墓所内にないかの調査を行う。それと同時に配置についても元に戻すことを検討する。また、移設されたと考えられる牛山勘右衛門の石灯籠の撤去を検討する。
- ・大木化したスギやヒノキなどによる本質的な価値を構成する要素への影響を調査し、剪定及び伐採等について検討をする。

第２節 活用の現状と課題

（１）現状

自由に入出りができるよう指定地内への立ち入りの制限はない。ただし、温泉寺墓所については指定地内下段の中央参道の左右に広がる倒壊の危険性のある石灯籠群に人が立ち入らないようにしつつ、自由な見学が可能となっている。不定期ではあるが、現地での説明会などを実施している。

（２）課題

ア）生涯学習としての活用

現在は定期的な活用がなされていない状況である。そのため、市民が地域の歴史を知る目的だけでなく次世代へとつなげるために、市内の小中学校を中心として生涯学習活動との連携を図る必要がある。

イ) 地域交流の場としての活用

諏訪家墓所に日常的に関わりがあるのは、清掃・献灯会を行っている史跡御廟保存会の会員と墓所の管理に関わる所有者及び茅野市教育委員会などに限定される。

墓所であるため大規模な交流の場としての活用は困難であるものの、地域住民などと連携して気楽に訪れられる場としての活用が望まれる。

ウ) 観光拠点としての活用

いずれの墓所も高島城や上原城の城下町付近に位置しており、周囲には高島城をはじめとして中世から江戸時代に係る文化的景観・文化的施設が点在している。高島藩主諏訪家墓所を整備することで、それらの個々の文化財をつなぐ文化的観光拠点の一つとしたい。

第3節 整備の現状と課題

平成29年の史跡指定後、本格的な整備には未着手であり、史跡の適切な保存と積極的な公開活用のためには、本計画に基づいた史跡の整備事業を確実に進めていく必要がある。

整備に係る現状と課題について、第3章で提示した構成要素ごとに整理すると表11と12のとおりである。

(1) 温泉寺墓所の整備の現状

- ・構成物周囲の定期的な清掃を実施し、実生木や雑草などの抜き取り・刈り取り及び落葉・落枝を集め指定地外への運び出しを行っている。
- ・墓標や石灯籠などの劣化状況を確認し、倒壊の危険があるものには目印や警告板などを設置して周知に務めている。
- ・定期的に擁壁のコンクリートの状況を見て、劣化・傾斜が進んでいないか確認している。

(2) 温泉寺墓所の整備の課題

- ・石造物の劣化状況に合わせて保存修理及び復元修理の方法を検討・実施する。
- ・整備後の石灯籠の転倒防止策の検討。
- ・御霊屋の解体調査報告に基づく整備を行うため、仮覆屋を撤去し復元整備を実施する。また、その後の防災対策を行い、構成要素の再検討を行う。
- ・樹木植生による本質的な価値を構成する要素に対する影響を確認し、それぞれの処理方法を検討する。
- ・擁壁の劣化状況を確認しながら、長期的な対応策について検討を進める。
- ・整備後の幅広い見学者を想定した案内標識をはじめとした説明板等の素材や大きさ、内容、多言語化について検討する。

(3) 頼岳寺墓所の整備の現状

- ・指定地内の定期的な清掃を実施し、実生木等の雑草の抜き取り・刈り取り及び落葉・落枝を集め指定地外への運び出しを行っている。
- ・構成要素の劣化状況を確認し、御霊屋などの建造物に関しては屋根の修理などを実施している。
- ・樹木の根などによる構成物への影響を定期的に確認している。

（４）頼岳寺墓所の整備の課題

- ・石造物の劣化状況に合わせて保存修理及び復元修理の方法を検討・実施する。
- ・整備後の石灯籠の転倒防止策の検討。
- ・樹木植生による本質的な価値を構成する要素に対する影響を確認し、それぞれの処理方法を検討する。
- ・整備後の幅広い見学者を想定した案内標識をはじめとした説明板等の素材や大きさ、内容、多言語化について検討する。

第４節 運営・体制の現状と課題

日常的な維持管理に係る業務は必要最低限のものであり、史跡として適切な保存管理や積極的な活用公開を図るためには、運営体制の充実が必要である。

近年、美化活動や献灯会に取り組んできた史跡御廟保存会（2003 年設立、会員約 30 名）の高齢化が懸念される。こうした民間団体による活動は周辺を含めた文化財の活用にとっては大きな存在であることから、会員の活性化を図る取り組みが求められている（写真 38）。



写真 38 保存会による献灯会（法要）

表 11-1 現状（温泉寺墓所）

構成要素		現状	
		保存	整備
本質的な価値を構成する要素	墓標	劣化（ひび割れ・欠損・部材のずれ・傾斜）の進行	周囲の定期的な清掃、劣化状況の把握
	参道	土砂流入出や凍み上がりによる不陸の発生	周囲の定期的な清掃、堆積した腐葉土の除去
	石積（石垣）	埋没部分は不明であるが、露出部分は良好な状態	
	石灯籠	劣化（欠損・部材のずれ・傾斜）の進行及び地震などによる倒壊	周囲の定期的な清掃、倒壊の危険があるものに警告板を設置
	御霊屋	平成 19 年に解体。解体した部材は市の所管する半屋外施設内にて保管	解体して部材を保管
本質的な価値に準ずる要素	玉垣・門柱	概ね良好	周囲の定期的な清掃
その他の要素	仮覆屋	概ね良好	周囲の定期的な清掃
	樹木植生	大木が林立。根などが石造物へ影響	実生木などの定期的な除去、落枝の撤去
	擁壁	ひび割れなどの劣化	コンクリートの劣化あるいは傾斜の確認
	標識	—	史跡案内板設置済み
史跡周辺の構成要素	史跡に関連する文化財	市条例に基づく適切な保護	—
	菩提寺に関連する文化財	市条例に基づく適切な保護	

表 11-2 課題（温泉寺墓所）

構成要素		課題	
		保存	整備
本質的な価値を構成する要素	墓標	劣化（ひび割れ・欠損・部材のずれ・傾斜）の進行抑制。修復	整備年代の特定（調査・研究）、劣化状況に応じた保存修理、被葬者への配慮
	参道	石畳の残存範囲の確認と不陸の修復	整備年代の特定（調査・研究）、劣化状況に応じた保存修理
	石積（石垣）	残存状況の調査確認	
	石灯籠	劣化（欠損・部材のずれ・傾斜）の進行抑制及び転倒や移動してきた石灯籠の扱い	劣化状況に応じた保存修理及び復元修理、転倒防止及び対策
	御霊屋	解体済み部材の状態調査。復元計画。その後の管理計画	解体調査報告に基づく復元整備及び防災対策、構成要素の再検討
本質的な価値に準ずる要素	玉垣・門柱	指定地境界付近に積まれた余剰部材の扱い	劣化状況に応じた保存修理
その他の要素	仮覆屋	定期的な換気と墓石の現状維持	復元整備に合わせて解体撤去
	樹木植生	大木の根などによる石造物への影響を取り除くための伐採	本質的な価値を構成する要素への影響の確認、処理方法の検討
	擁壁	ひび割れなどの進行抑制。整備	コンクリートの劣化あるいは傾斜の確認、対応策の検討
	標識	—	素材、サイズ、表現（多言語表記を含む）の検討
史跡周辺の構成要素	史跡に関連する文化財	祠廟之記及び額の保管環境の検討	史跡を含めた一体的な説明板等の設置の検討
	菩提寺に関連する文化財	—	

表 12-1 現状（頼岳寺墓所）

構成要素		現状	
		保存	整備
本質的な価値を構成する要素	墓標	概ね良好	周囲の定期的な清掃、劣化状況の把握
	参道	概ね良好	周囲の定期的な清掃、劣化状況の把握
	石積（石垣）	劣化（孕みや崩落）の進行	
	石灯籠	概ね良好	周囲の定期的な清掃
	御霊屋	概ね良好	周囲の定期的な清掃、劣化状況に応じた保存修理
本質的な価値に準ずる要素	玉垣・門	劣化（部材の腐朽）の進行	周囲の定期的な清掃
その他の要素	石灯籠	部材の欠損	周囲の定期的な清掃
	樹木植生	大木化による本質的な価値を構成する要素への影響	本質的な価値を構成する要素への影響の確認、実生木等の草木の剪定
史跡周辺の構成要素	史跡に関連する文化財	概ね良好	—
	菩提寺に関連する文化財	市条例に基づく適切な保護	

表 12-2 課題（頼岳寺墓所）

構成要素		課題	
		保存	整備
本質的な価値を構成する要素	墓標	防犯対策の検討	整備年代の特定（調査・研究）、劣化状況に応じた保存修理、被葬者への配慮
	参道	—	整備年代の特定（調査・研究）、劣化状況に応じた保存修理
	石積（石垣）	劣化（孕みや崩落）の進行抑制。修復	
	石灯籠	地震による転倒等の対策	劣化状況に応じた保存修理及び復元修理、転倒防止及び対策
	御霊屋	日常的な管理の徹底及び早急な補修、祠廟之記の保管環境の検討	劣化状況に応じた保存修理
本質的な価値に準ずる要素	玉垣・門	劣化（部材の腐朽）の進行の抑制。再建	劣化状況に応じた保存修理あるいは再設置の検討
その他の要素	石灯籠	移設されたと考えられる石灯籠の撤去の検討	撤去の検討
	樹木植生	大木化による本質的な価値を構成する要素への影響、剪定及び伐採等の検討	本質的な価値を構成する要素への影響のある樹木の処理方法の検討
史跡周辺の構成要素	史跡に関連する文化財	概ね良好	史跡を含めた一体的な説明板等の設置の検討
	菩提寺に関連する文化財	市条例に基づく適切な保護	

第5章 大綱と基本方針

第1節 大綱

諏訪家墓所は、わが国の近世大名の墓所のあり方を知る貴重な歴史遺産であり、諏訪社の神職や諏訪の領主として古代以来の氏族に連なる高島藩諏訪家の歴代藩主を偲ぶ大切な場所である。

史跡の価値を後世に確実に継承するとともに、市民が親しみや尊厳性を感じられる史跡を目指す。また、継続的な調査研究により史跡の価値を高めるとともに、積極的な情報発信により教育及び文化活動の推進のほか、観光や地域活性に寄与することを目指す。

第2節 基本方針

（１）保存管理

史跡のもつ本質的価値を将来へ確実に継承するため、現状変更に関する基本方針を定め、各構成要素の性質に応じて、適切な保存管理を図る。

（２）活用

史跡のもつ本質的価値を正しく伝えるとともに、地域学習や活性化、観光資源に資することを目指し、周辺の文化財を含めた普及活動や情報発信に努める。

（３）整備

史跡のもつ本質的価値の顕在化を目指し、継続的な情報収集及び調査研究に努めるほか、訪問者の安全性や墓所の尊厳性に配慮しながら、保存管理及び活用公開を着実に推進するための整備を進める。

（４）運営・体制

史跡のもつ本質的価値の維持と向上を目指し、運営体制の充実を図るとともに、市民及び関係諸団体との連携・協働を強化する。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

史跡としての価値や現状を踏まえた適切な保存管理を行うため、以下のとおり、保存管理の方向性を定める。

- ①指定地内の史跡を構成する要素については、現状維持を原則とし、優先的かつ計画的な保存管理を行う。
- ②周辺地域の諸要素については、史跡との関連性を考慮した適切な保存管理を行う。

第2節 保存管理の方法

前節で示した基本方針に従い、本節では指定地内における保存管理の基本的な方法を定める。まず、保存管理方法の分類を示し、次に第3章で示した構成要素ごとに保存管理の具体的な方法を設定する(表13)。

表13 保存管理方法の分類

分類	内容	代表的な実施行為
維持管理	き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する	除草、落葉・落枝の除去、献花・供物の撤去、緊急時・非常時の応急措置（注意標識の設置、支障枝の剪定や流入土砂の除去等）、石造物の損傷の経過観察、専門家による助言指導
修理（復旧）	き損や劣化した箇所を、き損以前の状態に戻す（現状復旧）	破損・劣化した石造物の修理及び保存処理、建造物の修理（解体を伴わない）、崩落箇所の復旧
整備	き損・破損や劣化を防止し、保存を確実にするとともに、公開・活用に資する状態へ整備する	外構の復元整備、建造物の解体修理（除去）・復元整備、法面等の崩落防止のための整備、排水施設の修理・整備、樹木の剪定・伐採・補植、説明看板等の新設（再設置）、便益施設の整備

なお、指定地が長野県諏訪市と茅野市に点在しているため、本節以下では「温泉寺墓所」と「頼岳寺墓所」に区分して整理する(表14・15)。ただし、修理（復旧）及び整備については、「温泉寺墓所」は整備計画を策定し、「頼岳寺墓所」は専門家及び文化庁の指導・助言に基づきながら実施する。

温泉寺墓所の保存管理の具体的な方法については、要素ごとの方法を以下に示す。

○本質的な価値を構成する要素

- ・墓標は、経年劣化によるひび割れ、不等沈下等の破損・劣化した部分を修理し、また保存のための処置を行う。
- ・参道は、不陸、崩壊した個所についてこれを復旧する。また解体修理し復元整備を行う。
- ・石積（石垣）は、崩落した個所を復旧する。また今後の崩落防止のための整備を行う。
- ・石灯籠は、経年劣化や倒壊等により破損・劣化した個所を復旧する。また不足する部位の補充や原位置への再設置などの解体修理や復元整備を行う。
- ・御霊屋は、解体保存している部材を用いて復元する。

○本質的な価値に準ずる要素

- ・玉垣・門柱は、破損・劣化箇所を修理する。また必要により解体修理や復元整備を行う。

○その他の要素

- ・仮覆屋は、御霊屋が復元されるまでの間は破損・劣化箇所を修理して維持し、御霊屋が復元された際に解体除去する。

- ・樹木植生は、継続的に剪定・伐採・補植を実施し、環境維持に努める。
- ・擁壁は、危険個所を復旧するとともに崩落防止処置を施すことを検討する。
- ・標識は、各要素及び地中の遺構に損傷を与えないように新設、再設置する。

また、頼岳寺墓所においても基本的には温泉寺墓所と同様である。

○本質的な価値を構成する要素

- ・墓標は、経年劣化によるひび割れ、不等沈下等の破損・劣化した部分を修理し、また保存のための処置を行う。
- ・参道は、不陸、崩壊した個所についてこれを復旧する。また解体修理し復元整備を行う。
- ・石積（石垣）は、崩落した個所を復旧する。また今後の崩落防止のための整備を行う。
- ・石灯籠は、経年劣化や倒壊等により破損・劣化した個所を復旧する。また不足する部位の補充や原位置への再設置などの解体修理や復元整備を行う。
- ・御霊屋は、破損・劣化個所を修理して維持する。また必要に応じ解体修理を行う。

○本質的な価値に準ずる要素

- ・玉垣・門柱は復元整備を行う。

○その他の要素

- ・石灯籠のうち、昭和9年にあった小沢縫殿助の石灯籠が家臣団の墓所内にないかの調査を行う。それと同時に配置についても元に戻すことを検討する。また、他所から移設されたと考えられる牛山勘右衛門については、解体除去を検討する。
- ・樹木植生は、継続的に剪定・伐採・補植を実施し、環境維持に努める。

表 14 保存管理の具体的な方法（温泉寺墓所）

構成要素		維持管理	修理（復旧）※部材追加なし	整備 ※部材追加あり
本質的な価値を構成する要素	墓標	日常的な維持管理、補修、応急措置	破損・劣化箇所の修理、保存処理	解体修理、復元整備
	参道		崩落個所の復旧	解体修理、復元整備
	石積（石垣）		崩落個所の復旧	崩落防止のための整備
	石灯籠		破損・劣化箇所の修理、保存処理	解体修理、復元整備
	御霊屋（部材）		—	復元整備
本質的な価値に準ずる要素	玉垣・門柱		破損・劣化箇所の修理	解体修理、復元整備
その他の要素	仮覆屋		破損・劣化箇所の修理	解体除去
	樹木植生		—	剪定・伐採・補植
	擁壁		崩落個所の復旧	崩落防止のための整備
	標識		—	新設（再設置）

表 15 保存管理の具体的な方法（頼岳寺墓所）

構成要素		維持管理	修理（復旧）※部材追加なし	整備 ※部材追加あり
本質的な価値を構成する要素	墓標	日常的な維持管理、補修、応急措置	破損・劣化箇所の修理、保存処理	解体修理、復元整備
	参道		崩落箇所の復旧	解体修理、復元整備
	石積（石垣）		崩落箇所の復旧	崩落防止のための整備
	石灯籠		破損・劣化箇所の修理、保存処理	解体修理、復元整備
	御霊屋		破損・劣化箇所の修理、保存処理	解体修理
本質的な価値に準ずる要素	玉垣・門	応急措置	破損・劣化箇所の修理	解体修理、復元整備
その他の要素	石灯籠		—	解体除去
	樹木植生		—	剪定・伐採・補植

第3節 現状変更の取り扱い方針

本計画では、史跡の持つ本質的価値を将来へ確実に継承することを基本方針とすることから、原則として、史跡の保存活用や調査研究を目的とするもの以外の現状変更は認めない。

指定地内において、土地の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、許可申請の不要な維持の措置や災害等の応急措置の場合を除き、文化庁長官の許可、または権限移譲を受けた諏訪市あるいは茅野市教育委員会の許可を受ける必要がある（法令参考）。

指定地内において、想定される現状を変更する行為と現状変更許可基準、許可申請が不要な行為と具体例を整理すると以下のとおりである（表 16・17）。

表 16 現状を変更する行為と現状変更許可基準

現状を変更する行為		現状変更許可基準
ア	建築物の新築、増築、改築、修正または除却	原則として許可しない。なお、御霊屋の復元、既存建築物の増築・改築、不陸の修正等、建築物や石造物等の維持のために必要な措置については、行為の内容や必要性に応じて判断する。
イ	工作物の設置、改修または除却	遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び環境保全に大きな影響を及ぼさない場合のみ許可する。
ウ	史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除却	
エ	樹木の伐採	既存木の枯損や腐朽のほか、遺構に影響がある場合、また、史跡整備上支障となる等、必要に応じて判断される。ただし、抜根は、地下遺構の保存状態を勘案した上で判断する。
オ	発掘調査等各種学術調査	その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合のみ許可する。
カ	史跡の保存整備	学術的調査成果に基づく史跡の保存整備を行う場合、方法等について検討した上で許可する。
キ	その他現状変更を必要とする事項	ア～カ以外に史跡内において現状変更に相当する可能性のある事項については、長野県（茅野市）もしくは文化庁と協議を行い、判断する。

表 17 許可申請が不要な行為と具体的な事例

許可申請が不要な行為		具体的事例
ア	維持の措置 (特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に規定される「維持の措置」の範囲を参照)	(ア) 降雨等による参道等における軽微な表土の流出等が発生した場合の現状復旧 (イ) 降雨等による斜面からの軽微な土砂の流入等が発生した場合の掘削等による現状復旧 (ウ) 斜面部分のごく小規模な崩落が発生した場合の盛土による原状復旧 (エ) 危険木の伐採、枯損木の伐採
イ	非常災害のために必要な応急措置	地震や豪雨等による斜面崩壊箇所に対する被害防止のための土嚢の設置や土留め杭・立入禁止柵等の設置
ウ	保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微なもの	建築物・工作物の小規模補修・改善、イベント等に伴う簡易な仮設工作物の設置や看板などの掲示、重量物の積載・通行及び振動を与える行為等のうち影響の軽微なもの
エ	このほかに清掃や除草等の維持管理行為	清掃、草刈り、除草、地衣類除去、危険木等の片づけ、枝打ち、説明板等の補修、見学者のための簡易な注意板、道標等の設置

想定される現状変更行為の内容により必要な手続きが異なることから、前節で示した代表的な実施行為（保存管理方法）と必要な手続きについて、次のとおり整理する（表 18・19）。なお、温泉寺墓所は指定地及びその周囲が文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の取り扱いとなる。

表 18 現状変更等の取り扱い基準（温泉寺墓所）

方法	要素	代表的な実施行為（具体例）	滅失・ き損届	復旧届	現状変更 等の許可 申請	手続き先	提出 先
維持 管理	すべての要素	草、落葉・落枝の除去 献花・供物の撤去 緊急時・非常時の応急措置（注意標識 の設置、支障枝の剪定や流入土砂の 除去等）	—	—	—	—	—
修理 （復旧）	墓標	破損・劣化箇所の修理、保存処理	必要	必要	不要 ※新たな 要素を追 加する場 合は整備 となる	文化庁長官 ※「施行令第 5 条関係」 は、長野県教 育委員会に よる許可	長野県教 育委員会
	参道	崩落個所の復旧					
	石積（石垣）	崩落個所の復旧					
	石灯籠	破損・劣化箇所の修理、保存処理					
	御霊屋（部材）	—					
	玉垣・門柱	破損・劣化箇所の修理					
	仮覆屋	破損・劣化箇所の修理					
	樹木植生	—					
	擁壁	崩落個所の復旧					
	標識	—					
整備	墓標	解体修理、復元整備	—	—	必要	文化庁長官 ※掘削を伴 わない行為 は諏訪市教 育委員会に よる許可	長野県教 育委員会
	参道	解体修理、復元整備					
	石積（石垣）	崩落防止のための整備					
	石灯籠	解体修理、復元整備					
	御霊屋（部材）	復元整備					
	玉垣・門柱	解体修理、復元整備					
	仮覆屋	解体除去					
	樹木植生	剪定・伐採・補植					
	擁壁	崩落防止のための整備					
	標識	新設（再設置）					

表 19 現状変更等の取り扱い基準（頼岳寺墓所）

方法	要素	代表的な行為（具体例）	滅失・ き損届	復旧届	現状変更 等の許可 申請	手続き先	提出 先
維持 管理	すべての要素	草、落葉・落枝の除去 献花・供物の撤去 緊急時・非常時の応急措置（注意標識 の設置、支障枝の剪定や流入土砂の 除去等）	—	—	—	—	—
修理 （復旧）	墓標	破損・劣化箇所の修理、保存処理	必要 ※茅野市 教育委員 会と協議	必要 ※茅野市 教育委員 会と協議	不要 ※新たな 要素を追 加する場 合は整備 となる	文化庁長官 ※「施行令第 5 条 関係」 は、長野県教 育委員会に よる許可	茅 野 市 教 育 委 員 会
	参道	崩落箇所の復旧					
	石積（石垣）	崩落箇所の復旧					
	石灯籠	破損・劣化箇所の修理、保存処理					
	御霊屋	破損・劣化箇所の修理、保存処理					
	玉垣・門	破損・劣化箇所の修理					
	石灯籠（その他）	—					
	樹木植生	—					
整備	墓標	解体修理、復元整備	—	—	必要 ※茅野市 教育委員 会と協議	文化庁長官 ※掘削を伴 わない行為 は茅野市教 育委員会に よる許可	茅 野 市 教 育 委 員 会
	参道	解体修理、復元整備					
	石積（石垣）	崩落防止のための整備					
	石灯籠	解体修理、復元整備					
	御霊屋	解体修理					
	玉垣・門	解体修理、復元整備					
	石灯籠（その他）	解体除去					
	樹木植生	剪定・伐採・補植					

第4節 史跡周辺の環境保全

史跡周辺については、指定地内と同様に市民が親しみや尊厳性を感じられる景観を維持することが望ましい。温泉寺墓所の周辺は、諏訪市が分譲した一般墓地に囲まれており、通路や市道などは諏訪市が所有していることから、管轄する関係部局と協議し、適切な環境保全に努める。頼岳寺墓所の周辺は所有者である頼岳寺の境内となっており、方針に基づく景観の維持が求められる。

第5節 史跡の調査研究

史跡の価値を明確化するため継続的な調査研究に取り組み、遺構の範囲や現状を確認する中で適切な保存活用を図る。

第6節 追加指定

史跡周辺には本質的価値に関連する墓標や石灯籠が確認されているが、主たる範囲は指定されているため、新たな追加指定は不要である。ただし、墓標や石灯籠については、指定地内の墓標・石灯籠と同様に保存管理を行っていく必要がある。また、新たな地下遺構の確認など指定範囲の拡大が明らかになった場合は、関係者による協議や土地所有者の同意を得たうえで、速やかに史跡の追加指定を目指す。

第7章 活用

第1節 活用の方向性

史跡の価値を活かし、墓所を学校教育及び社会教育（生涯学習）の学びの場として活用するとともに、各種イベントにより市民や次世代を担う子どもたちに伝えることで保護意識の醸成を図る。また、歴史上及び学術上の価値を広く内外に発信するため、他の歴史遺産と連携した多面的な活用施策を検討する。

第2節 活用の方法

（1）近世大名の墓所のあり方を学ぶ場として活用

整備などの中で得られた新たな発見や魅力を市民へ周知するための出前講座や現地見学会を定期的実施する。また、史跡を確実に次世代へと継承していくため、市内小中学校の総合的な学習（ふさと学習）や社会科等へ出前授業など学校教育との連携を図る。

（2）地域住民と来訪者の憩いの場として活用

地元保存会により毎年お盆の時期に合わせて実施されている献灯会は、史跡を通じた交流の場となっているが、さらに地域住民や来訪者が気楽に訪れて交流を深められるような場所となるよう保存会への協力を進める。

（3）歴史的景観を楽しめる観光拠点として活用

諏訪家墓所が所在する上諏訪地区（諏訪市）は高島城の城下町として、上原地区（茅野市）は上原城の城下として、それぞれ異なる時代の城跡や地割などの痕跡を留めている。こうした歴史的景観を楽しむことができるよう関連団体や文化財所有者と連携強化を進めて、地域全体でのイベントやにぎわいに対する協力を進める。

（4）関連文化財と合わせた情報発信の強化

諏訪家墓所は、室町時代から江戸時代にかけて諏訪氏がそれぞれ拠点とした城下の周縁部にあたることから、周辺には旧甲州街道沿いに古くからの人々の営みを物語る文化財が点在している（第3章）。

そのため、史跡に興味・関心を持った方に対して、的確な発信ができるようパンフレットやホームページの充実を図る。また、現地においては、インバウンドに対応するため、標識や説明板などの多言語化を検討する。

（5）被葬者の尊厳性を意識した活用

諏訪家墓所の活用にあたっては、現在も諏訪家に類する関係者にとっては祖先を祀る大切な場であることから、被葬者の尊厳性に配慮することが求められる。

第8章 整備

第1節 整備の方向性

本計画の策定後、速やかに整備内容の具体的な検討を始め、「整備基本計画」を策定する。ただし、緊急に対処すべき事象が生じた場合は、整備基本計画に依らず、必要な調査を実施した上で、早急に対策を講じる。

第2節 整備の方法

整備の具体的な内容については、これまでの各種調査内容の再検証及び整備に向けた情報収集のための各種調査成果の検証をもとに、策定を予定している「整備基本計画」において示すことになるが、現段階では方向性として、以下の内容を検討目標とする。

（１）保存のための整備（復旧（修理））

史跡としての価値を維持向上するため、経年による破損や欠損を補う復旧（修理）と保存に影響を及ぼす構成要素の除去などを検討する。

具体的には、解体保存された部材を用いた御霊屋（2代忠恒）の復元、亀裂や不陸、傾斜などが発生している石造物を永続的に保護しまた倒壊等を防ぐ解体修理、不陸や埋没を補修し往時の景観を取り戻し見学者の安全も確保するための参道を修復、崩落の危険性がある石積（石垣）の補修などが必要である。その他の要素においては、環境整備として落枝落葉や日光の遮断による指定地内の構造物の劣化を防ぐための樹木の伐採、設置年数から相当数経過した藩主墓碑背後の擁壁の補強、標識・境界標や説明板の再設置、防災（防犯）施設の充実が必要である。

（２）活用のための施設整備

見学者の利便性を考慮した整備、指定地の周囲を一般墓地に囲まれている環境の中で史跡としての価値を損なうことなく全体を顕在化させる整備や、史跡の活用に関する整備などを検討する。

具体的には、見学者が利用するための専用駐車場やトイレ等の便益施設の整備、史跡の理解を深めるためのガイダンス設備の整備のほか、指定地外において史跡地への案内標識の充実などが必要である。

第9章 運営及び体制整備

第1節 運営及び体制整備の方向性

本計画を確実に推進するために、各構成要素を管理する諏訪市と頼岳寺を軸とした組織体制をそれぞれ整備する。ただし、体制の整備にあたっては、市民（特に地域住民）が史跡の保存・管理・活用に積極的に参加できるように配慮し、長野県教育委員会及び文化庁、茅野市教育委員会ほか関連機関との連携を強化し、運営の継続性を確保する方法・体制の整備を図る（図28）。

第2節 運営及び体制整備の方法

（1）運営の体制

史跡の日常的な管理及び運営を円滑に進めるため、史跡の保存管理を担当する生涯学習課と、市の財産管理を所管する財政課など、管理や運営に関わる課所との協議・調整や、頼岳寺と茅野市教育委員会との連絡・連携を図る。

さらに、史跡の保存整備等、計画的な管理が必要な周辺環境を含めた総合的な施策については、県、市の関係各課が協議する場を設ける。

（2）事業主体と協力機関

保存整備事業は、国・県の協力のもと諏訪市あるいは頼岳寺がそれぞれ事業主体となっていく。諏訪市の担当は生涯学習課とする。事業実施にあたっては、専門家（学識経験者）による技術的な指導・助言を得る。また、実施する内容は、広く市民への周知を図りながら進め、ガイダンスのあり方や維持管理・活用方法についても協働を図りながら実施する。

（3）学校・市民との連携・協働

史跡の維持管理（清掃）で協働する史跡御廟保存会や史跡を含む諏訪湖エリア全体で活動を展開しているボランティアガイドとの連携を強化する。学校教育分野では、市内の小中学校とも連携し、史跡の教材化を検討し、次世代を担う児童生徒にも史跡の意義を継承する。

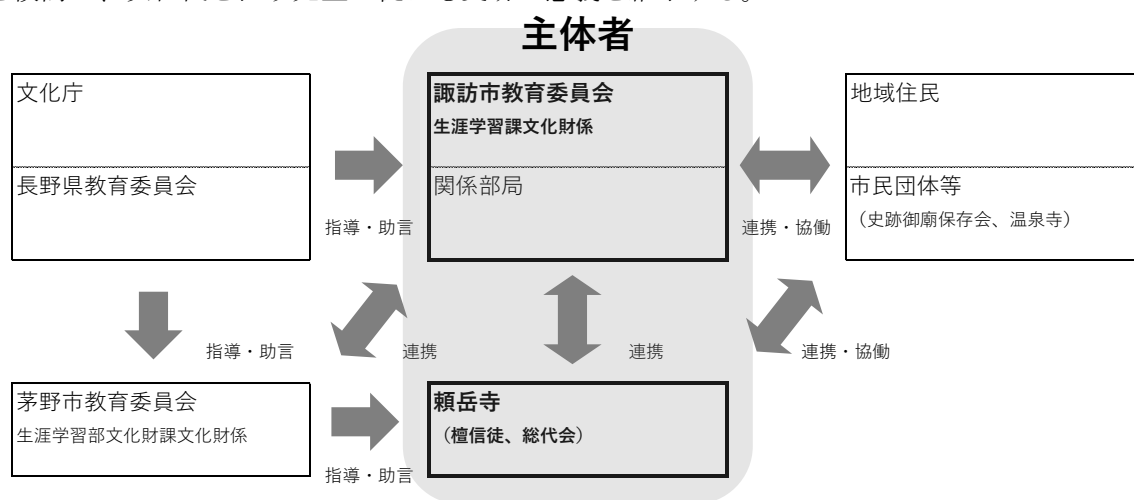


図28 関連組織図

第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

第 1 節 実施する施策の項目

（１）日常的な維持管理の推進

諏訪家墓所や文化財・歴史遺産に関心を持つ広範囲な市民の恒常的な参加・協働を推進していくため、史跡の価値や魅力について新鮮な情報を発信し、関心や興味を盛り上げ、日常的な史跡の維持管理や文化財保護への気運につなげたい。ただし、こうした機運の醸成は、短期間に形成することは困難であり、住民や関係諸団体などと連携し、中長期的な視点から計画的かつ効果的に実施する。

（２）普及活動・情報発信の充実

すでに一般向けの案内パンフレットを作成し、指定地入口に配置している。今後、本計画の進捗に合わせて、より詳細なブックレットをはじめ、学校教材の開発を含めた普及活動や情報発信を検討、実施する。

（３）調査研究成果の利用促進

本計画にもとづく保存・活用・整備の実施にあたっては、根拠となる「真実性」（信憑性）を高める必要があることから、学術的な調査研究成果の整理・公表を検討、実施する。

（４）計画的な史跡整備（保存・活用）の推進

今後、策定を予定する「整備基本計画」で、整備内容及び期間を明示した計画に基づき、技術的な点を加味した整備設計及び工事などの事業を推進していく。

第 2 節 実施計画の策定

前節で示した各施策は、早急にまたは短期間で実施すべきこと、中・長期的な展望に立って実施する事業に分けられる（表 20）。すでに史跡の範囲確認調査（報告書作成）・説明板の設置・パンフレットの作成などは実施しているが、本計画に基づく具体的な計画案を作成し、段階的に取り組む。

表 20 実施計画表

項目/期間			短期					中期	長期
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目	11年目以降
日常的な維持管理	市民の恒常的な参加・協働	情報発信（記事等の掲載、HPの充実、パンフレット制作等）	随時						
		住民や関係団体との連携（清掃作業、現地案内、変状確認等）	随時						
普及活動・情報発信	生涯学習における活用	現地説明会の実施（整備工事中の説明会、整備後の見学会等）	随時						
		学校教育との連携（児童生徒の現地見学、郷土学習への取り込み等）	随時						
	地域交流の場としての活用	史跡御廟保存会との連携（維持管理の協力、献灯会等イベント実施等）	随時						
		地域住民との連携（献灯会、見学会、学習会等の開催）	随時						
	観光拠点としての活用	高島城、中世山城、城下町等の関連文化財とのリンク（周遊コースの設定等）							
調査研究成果の利用促進	調査研究	発掘調査（範囲確認、上部構造物の地下工法確認、遺構の有無確認等）							
		文献調査（関連古文書・諸記録の搜索、収集、調査、分析等）	随時						
	利用促進	調査成果の整理、公表（報告書刊行、報告会の開催等）							
計画的な史跡整備の推進	修理	墓標（破損・劣化箇所の修理等）							
		参道（工法検討、設計、石畳・石段の復旧、復元等）							
		石積（工法検討、崩落箇所の復旧等）							
		石灯籠（工法検討、解体、部材の修復・取替、組み直し等）							
		玉垣・門柱（工法検討、解体、部材の修復・取替、組み直し等）							
	復元（再建）	御霊屋の復元（法令確認、工法検討、設計、建築確認等を含む）							
		仮覆屋の撤去							
	整備	樹木の伐採							
		擁壁の経過観察	随時						
		標識の設置							

第 1 1 章 経過観察

第 1 節 方向性

史跡の保存活用は、一時的なものではなく、継続的な取り組みが必要である。その過程で定期的な経過観察を行うことで、原点に立ち返り、現状の把握を分析し、課題を解決していくことが求められている。このような経過観察は、史跡の所有者である諏訪市と頼岳寺が主体となって実施する。経過観察における記録と分析の結果は、中・長期的な計画の実施に向けた修正及び改善、再整備の指標として有効である。そのため、経過観察の際には自己点検表を用いて見直しを行う（表 21）。

第 2 節 方法

（1）保存管理の経過観察

維持管理のレベルを維持していくため、日常的な維持管理や現状変更等の記録と整理を行い、適切な保存管理が行われているか点検する。

（2）公開活用の経過観察

史跡の価値を正しく伝えるため、史跡で実施した活用公開事業の記録と整理を行い、効果的な公開活用が行われているか点検する。

（3）運営及び体制の経過観察

持続可能な保存活用を図るため、保存会及びボランティア活動等の記録と整理を行い、安定的な活動が行われているか点検する。

表 21 自己点検表

史跡高島藩主諏訪家墓所（温泉寺墓所・頼岳寺墓所）の自己点検表					
史跡等の名称		史跡 高島藩主諏訪家墓所			
管理団体、所有者名		諏訪市教育委員会・頼岳寺			
実施日		記入者			
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果)
(1) 基本情報 に関すること	史跡標識は設置されているか	1	2	3	
	境界標の設置、範囲の把握はできているか	1	2	3	
	説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定 に関すること	保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に 関すること	史跡指定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	調査研究により史跡の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	災害対策は十分されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に 関すること	日常的な管理はされているか	1	2	3	
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活 用に関する こと	公開が適切に行われているか	1	2	3	

	近世大名墓及び高島藩主諏訪家について学び理解する場となっているか	1	2	3	
	市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	パンフレット・ホームページ等は活用されているか	1	2	3	
	外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	周辺文化財や他の観光資源とのネットワークが構築されているかどうか	1	2	3	
(6) 整備に関する事	整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	史跡等の整備は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	整備において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関する事	運営については適切に行われているか	1	2	3	
	体制については十分であるか	1	2	3	
	他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関する事	予算確保のための取り組みはあるか	1	2	3	

法令

文化財保護法（抜粋）

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

文化財保護法施行令（抜粋）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の

受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。))内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年

法律第百号) 第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第十五条第一項(法第二十條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これ

を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは

写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。))。

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。))。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事

をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する

他の現状変更等を併せて行う場合

(六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

九 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抜粋)

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

史跡高島藩主諏訪家墓所保存活用計画書

発行日 令和4（2022）年3月

編集・発行 諏訪市教育委員会

長野県諏訪市高島 1－22－30